

第51回 福岡県公民館大会



出土品：浮出切子碗



出土品：杏葉付辻金具



出土品：龍頭



<歴史と神秘の島・沖ノ島を世界遺産へ> (宗像市)

平成18年8月3日

※表紙写真の説明については、P55を御覧ください。

第51回

福岡県公民館大会

主 催

福岡県公民館連合会

福岡県教育委員会

宗 像 市

目 次

第51回福岡県公民館大会によせて.....	1
第51回福岡県公民館大会開催要項.....	2
平成18年度公民館役職員表彰一覧.....	5
平成18年度優良公民館表彰一覧.....	10
記 念 講 演.....	12
シンポジウム.....	17

〔資料編〕

- 福岡県公民館大会年表
 - 数字でみる公民館を取り巻く現況
 - 少子化社会対策大綱（平成16年6月4日 閣議決定）
 - 高齢社会対策大綱（平成13年12月28日 閣議決定）
-
-

第51回 福岡県公民館大会によせて



福岡県公民館連合会会長 石田宝蔵

本日、ここ宗像市におきまして、県内各地から多数の参加者を迎え、第51回福岡県公民館大会が、このように盛大に開催できますことを、主催者として光栄に思いますとともに、関係の皆様の御尽力に心から感謝申し上げます。また、本日は、永年にわたり公民館活動に御尽力いただいた方々を表彰させていただきますが、これまでの御功績に対しまして敬意を表しますとともに改めてお祝いを申し上げます。

さて、急激に社会が変化する中、早くも人口減少時代に突入するとともに、今後「団塊の世代」と呼ばれる戦後生まれの大量退職期を迎え、本格的な高齢社会が到来しようとしています。このような中、高齢者をはじめすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現することが重要な課題となっております。

そういう意味からも、地域づくり・人づくりの拠点として、また地域住民の身近な交流・学習の場としての公民館が果たす役割はますます重要になっており、社会の要請に応えるための新たな事業展開が求められています。

このことを踏まえ、県公民館連合会では、本年度の重点目標に、少子・高齢化に対応した子育て支援や子どもの体験活動、高齢者教育の推進、並びに公民館関係者を対象とした研修や情報提供の充実などを掲げ、公民館が直面している課題の解決に努めているところでございます。

本大会は「少子高齢社会に対応した公民館の在り方」をテーマとしており、全国で生涯学習に関する講演活動をされているフォーク歌手の高石ともや様に御講演いただきます。また、午後からのシンポジウムではさらに協議を深め、具体的な方策を探りたいと考えております。本日の大会が実り多いものとなり、皆様のこれからの実践に生かされることを願っております。

終わりに、本大会の開催に当たり御尽力いただきました宗像市と福津市をはじめ関係者の皆様に深く感謝申し上げますとともに、御参加の皆様の今後ますますの御活躍と御健勝を祈念申し上げあいさついたします。

第51回 福岡県公民館大会開催要項

1 趣 旨

我が国は、世界で最も少子・高齢化の進んだ国の一つとなった。合計特殊出生率は過去30年間ほぼ一貫して下がり続け、人口減少時代を迎えるとともに、今後「団塊の世代」と言われる戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎え、本格的な高齢社会に移行する。このような少子・高齢化は人口構造の歪みを生み、都市化、核家族化などと相まって、家庭・地域の教育力の低下、地域の活力の低下などを招き、地域社会の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしている。

このような状況において、地域づくり・人づくりの拠点としての公民館が果たす役割はますます重要になっている。特に、高齢者の社会参加活動の促進や子育て支援の推進、さらには、住民を主体とした地域活性などに積極的に取り組むことが求められている。

そこで、県内の公民館関係者が一堂に会し、社会の変化に対応する公民館活動の在り方を探求し、今後の公民館活動の一層の充実・発展に資するために本大会を開催するものである。

2 大会テーマ 「少子高齢社会に対応した公民館の在り方」

3 主 催 福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、宗像市

4 主 管 宗像市教育委員会、福津市教育委員会

5 後 援

福岡県、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、
福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、
福岡県PTA連合会、福岡県地域婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、
福岡県子ども会育成連合会、福岡県文化団体連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、
福岡県金融広報委員会

6 期 日 平成18年 8 月 3 日(木)

7 会 場 宗像ユリックス イベントホール 〒811-3437 宗像市久原400番地 TEL 0940-37-1311

8 参 加 者 約1,000名

公民館職員、公民館運営審議会委員、自治（町内）公民館関係者、社会教育委員、
行政関係者、公民館利用者、学校教育関係者

日 程

9：30～10：15	受 付
10：15～11：00	大 会 式 典
	開会のことば 福岡県公民館連合会副会長
	主催者あいさつ 福岡県公民館連合会会長
	福岡県教育委員会教育長
	来 賓 祝 辞 福岡県知事
	福岡県議会議長
	宗像市長
	表 彰 式
	日 程 説 明
11：00～12：10	記 念 講 演
	演 題 「地域へのメッセージ・会社の人から社会の人へ」
	～生涯学習社会を唄う・走る・語る～
	講 師 フォーク歌手 高 石 ともや
12：10～12：15	次期開催地（北九州地区）代表あいさつ
12：15～13：10	昼 食
13：10～13：50	文部科学省施策説明
13：50～16：00	シンポジウム
	テーマ 「少子高齢社会に対応した公民館の在り方を探る」
	シンポジスト
	(財)日本生涯学習総合研究所理事 伊 藤 俊 夫
	大阪府貝塚市教育委員会社会教育係長 村 田 和 子
	福岡県飯塚市教育委員会教育長 森 本 精 造
	コーディネーター
	九州女子短期大学助教授 大 島 ま な
16：00	閉 会

祝

平成18年度公民館役職員表彰

平成18年度優良公民館表彰

平成18年度福岡県公民館連合会公民館役職員表彰一覧

種別	番号	市町村名	氏名	所属	役職名	業績(分野及び内容)
公立公民館	1	福岡市	しほ た ふみ お生 渋谷 文 生	博多区 月隈公民館	前主事	【青少年教育】 学校週5日制事業「子どもクラブ」を土曜日に開設し、異年齢集団の中での子どもの健全育成に努めた。
	2		あ べ さつき 阿部 サツキ	東区 東箱崎公民館	館長	【青少年教育】 地域で子どもを育てるネットワーク「育みネット」を設立し、子どもが真ん中の地域コミュニティづくりを推進した。
	3		はま けんじろう 濱 謙次郎	東区 三苦公民館	館長	【家庭教育】 保育園の協力のもと、「にこにこふれあい広場」を開設し、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりに取り組んだ。
	4		おお ば きみこ 大場 貴美子	博多区 東住吉公民館	主事	【家庭教育】 「子育て交流サロン」を通して、ボランティアの育成を図り、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めた。
	5		にし みちこ 西 路 子	博多区 三筑公民館	主事	【高齢者教育】 高齢者の地域参画を支援する「ちくし学級」、独居老人のための「三筑なかよしサロン」等積極的に取り組んだ。
	6		さ た てるお 佐田 昭雄	中央区 大名公民館	前館長	【地域づくり】 急速に少子高齢化が進んでいる地域にあって、校区団体や学校と連携し、運動会・夏祭り・親子交流活動を推進した。
	7		か とう とし みず 河東 俊 瑞	中央区 舞鶴公民館	館長	【地域づくり】 子ども達と高齢者との交流活動、地域ボランティアグループの設立等地域住民の交流や人材育成に努めた。
	8		はし ぐち れいこ 橋口 れい子	南区 宮竹公民館	主事	【地域づくり】 人権尊重を基盤とした人権・同和研修会や地域関係団体と連携した地域コミュニティ活動の推進に努めた。
	9		とく なが はつ え 徳 永 初 江	南区 弥永公民館	主事	【地域づくり】 地域のリーダーやボランティアの育成講座・残留子女のための「日本語講座」を開設し、地域課題の解決に努めた。
	10		しの はら ちかこ 篠原 千香子	南区 柏原公民館	主事	【地域づくり】 地域住民に生涯学習情報の提供、地域交流の場の提供、公民館利用者への学習機会の提供等積極的に取り組んだ。
	11		はら だ ときお 原 田 東紀夫	早良区 田隈公民館	前館長	【青少年教育】 福岡県の事業である「青少年アンビシャス広場」を開設し、地域全体で青少年の健全育成に取り組んだ。

種別	番号	市町村名	氏名	所属	役職名	業績(分野及び内容)
公立公民館	12	福岡市	原 田 弘 子	早良区 大原公民館	前館長	【青少年教育】 子どもを対象とした「子ども共同生活」(1週間)や「キャンプ教室」(3日間)等を実施し、青少年の健全育成を推進した。
	13		青 柳 和 敏	早良区 百道浜公民館	前館長	【地域づくり】 主催事業や地域活動情報を掲載した「読んでもらい、役に立つ公民館だより」を創り、公民館を情報発信の拠点とした。
	14		角 博 美	西区 西陵公民館	館長	【男女共同参画】 福岡市男女共同参画推進懇話会の委員として、市の男女共同参画推進条例の制定に大きく貢献した。
	15		田 嶋 悦 子	西区 老岐東公民館	主事	【人権教育】 中国帰国者の多い地域にあつて、帰国者交流事業や人権感覚を高める「人権講座」等の事業推進に積極的に取り組んだ。
	16	大牟田市	砥 上 慶一郎	大牟田市	公民館運営 審議会 前委員	【青少年教育】 大牟田市子育て支援プラン21に基づき、手鎌地区公民館の「わくわく広場」事業の開設と運営に貢献した。
	17		小 柳 康 治	大牟田市	公民館運営 審議会 委員	【青少年教育】 大牟田市子育て支援プラン21に基づき、勝立地区公民館での子どもの居場所づくりの地域協力体制づくりに努めた。
	18	飯塚市	植 木 二 幸	菰田公民館	公民館運営 審議会 委員	【公民館施設の管理・運営】 地域活性化を推進するため、公民館長の諮問に応じ、地域住民に開かれた公民館づくりに貢献した。
	19		志 岐 博 一	幸袋公民館	公民館運営 審議会 委員	【地域づくり】 公民館は常に地域住民の学習・情報の拠点であるとし、地域や公民館の事業に積極的に参画し、地域振興に寄与した。
	20	柳川市	まつ 松 藤 賢 一	皿垣校区公民館	館長	【地域づくり】 「地域づくり学級」「人づくり講座」の開設や住民の健康増進のためのスポーツ大会の実施等住みよい地域づくりに努めた。
	21		ひら 田 よし 博	豊原校区公民館	館長	【地域づくり】 公民館に専門委員会を設置して運営の改善を図るとともに、「豊原夏祭り」を継続実施し活力ある地域づくりに貢献した。
	22	豊前市	の 野 山 弘 明	岩屋公民館	前館長	【地域づくり】 公民館を拠点とした地域活性化協議会や壮年会の結成に尽力し、山村地域の活性化に大きく貢献した。
	23	うきは市	たか 瀬 みつ お 男	大石公民館	前館長	【青少年教育】 子どもと高齢者の交流活動、子どもスポーツ大会、PTAと公民館が連携した子育て事業等の推進に貢献した。

種別	番号	市町村名	氏名	所属	役職名	業績(分野及び内容)
公立 公民館	24	朝倉市	八尋節夫	馬田公民館	前館長	【地域づくり】 公民館を拠点とした「まちづくり・ひとづくり」をモットーに高齢者学級の創設、学童保育の開設等地域活性化に貢献した。
	25	遠賀郡 (岡垣町)	神谷剛	岡垣町	公民館運営 審議会 前委員	【公民館施設の管理・運営】 学校週5日制の取組、家庭教育支援事業等時代の変化に対応した公民館運営に貢献した。
	26	上陽町	内川逸子	上陽町 中央公民館	社会教育 指導員	【国際交流】 「シェイクハンド国際交流の集い」の開設では、外国人ゲストや住民の協力的体制づくりに努め、事業の成功と発展に貢献した。
自治 (町内) 公民館	27	北九州市	山本俊二	八幡西区 大正区公民館	前館長	【環境問題】 町内の道路・河川の清掃活動、放置自転車を無くす運動やリサイクル推進のための廃品回収等環境問題に取り組んだ。
	28		古川充教	門司区 大里南校区 公民館	館長	【地域づくり】 子供会、老人会、青少年育成協議会等地域団体と連携協力し、「住みよく明るい校区づくり」に積極的に取り組んだ。
	29		荒田勲	門司区 太刀浦公民館	館長	【地域づくり】 特に、地域の一人暮らしの高齢者への声かけを推進するとともに、「皆で参加」する公民館活動に取り組んだ。
	30		酒井守	小倉北区 井堀自治公民館	館長	【地域づくり】 高齢者と青少年が参加できる校区体育祭や地域の美化活動に積極的に取り組み、地域の連帯と活性化に尽力した。
	31		室田有禧	小倉北区 中島自治公民館	館長	【地域づくり】 三世代交流の「もちつき大会」、子ども会と婦人会主催の「クリスマス会」の開催等を通して元気なまちづくりに貢献した。
	32		福江良樹	小倉南区 田原新町公民館	館長	【地域づくり】 各種クラグ活動や土曜日の小中学生の自由勉強の場、高齢者の健康と福祉の行事等住民の活動の場の提供に努めた。
	33		山本拓司	八幡西区 穴生会館	館長	【公民館施設の管理・運営】 公民館を毎週土曜日に無料開放し、地域住民の交流とふれあいの場の促進に貢献した。
	34		山崎威暢	八幡西区 光貞台公民館	館長	【青少年教育】 「穴生まつり」、「あそびの学校」や「散歩クラブ」等地域の各団体と連携して実施し、地域の子どもの育成に貢献した。
	35		石内悦雄	八幡西区 馬場山公民館	館長	【地域づくり】 地域の運動会、夏祭り、盆踊り大会、敬老会、どんど焼き等地域の連帯と融和を図る事業を積極的に推進した。

種別	番号	市町村名	氏名	所属	役職名	業績(分野及び内容)
自治 内 公 民 館	36	久留米市	草場勉	高良内公民館	前館長	【地域づくり】 校区文化祭、人権フェスタ、体育大会、夏まつり等住民の連帯とコミュニティ意識の高揚を図る活動の推進に貢献した。
	37		國分新吾	東国分校区公民館	前館長	【地域づくり】 女性や高齢者を対象とした学級や子どもを対象とした土曜塾の実施等住民の自治意識や学習意欲の醸成に尽力した。
	38		まつもと 義明	長門石校区公民館	前館長	【地域づくり】 地域行事のほか、「寺子屋・わんぱく」、「政治啓発学級」や「パソコン教室」等住民が自由に学習できる環境づくりに尽力した。
	39		まつもと 平信俊	篠山校区公民館	前館長	【地域づくり】 女性学級を男性も参加できる地域学習学級に改善、学校と校区の合同運動会等地域に根ざした取り組みに貢献した。
	40	直方市	おじ 藤村 功	中泉校区公民館	館長	【環境問題】 地域団体と工業団地をもつ企業との連携を図り、公園や道路の花壇づくり・ゴミの分別収集等環境美化の推進に貢献した。
	41	田川市	おお 大 潤 宏	大藪公民館	前館長	【地域づくり】 「運動会」「神幸祭」「盆踊り」「ソフトボール大会」等三世代交流事業を積極的に展開し、地域の振興発展に寄与した。
	42		まつ 榊 田 良 人	三井平原公民館	前館長	【高齢者教育】 住民のふれあいと連帯を深める清掃活動や敬老会の実施、さらに、「生きがい公民館事業」の取り組みに尽力した。
	43		い 藤 五 郎	向陽台公民館	前館長	【高齢者教育】 「生きがい公民館事業」「運動会」「敬老会」等積極的に取り組み、地域の活性化に尽力した。
	44		わ 和 田 由 信	楠西公民館	前館長	【地域づくり】 地域行事のほか、「人権教育講座」「家庭教育講座」の開設等地域の社会教育の振興に寄与した。
	45	筑後市	よし 田 治	古島公民館	館長	【家庭教育】 教育問題の専門家3名を招聘し、「家庭教育シンポジウム」を実施することにより、教育の充実に努めた。
46		てら 寺 松 利 恭	西牟田校区公民館	前館長	【青少年教育】 老人クラブと協力し、「昔遊び」をテーマに世代間交流事業や地域の伝統行事等を通して青少年の健全育成に尽力した。	
47	八女市	なが 永 松 カズエ	杉町町内公民館	前館長	【青少年教育】 子ども会と老人会との連携事業「昔あそび」や伝統行事「さぎっちょ」の復興を通して、子どもたちの健全育成に貢献した。	

種別	番号	市町村名	氏名	所属	役職名	業績(分野及び内容)
自治 内 公 民 館	48	八女市	丸山 貴	南馬場町内 公民館	館長	【地域づくり】特に「町内親睦体育大会」と「敬老会」は、住民主体の取り組みを進め、新旧住民の親睦・融和の促進に貢献した。
	49		橋爪 惇	吉田公民館	運営委員	【団体育成・サークル】町内の各部同好会の文化サークルを組織し、吉田文化連盟の結成に参画する等地域団体の育成に寄与した。
	50	大川市	石川 邦 昭	鐘ヶ江公民館	館長	【ボランティア活動】町内の婦人会・食生活推進委員と連携し「さわやかデイサービス事業」のボランティアの組織づくりに貢献した。
	51		辻 司	宮内公民館	館長	【地域づくり】神社「風浪宮」の夏越祭り、子どもたちの高齢者世帯への餅の配布活動等地域コミュニティづくりに貢献した。
	52	中間市	池田 久 紀	中牟田公民館	館長	【公民館施設の管理・運営】公民館建設に尽力するとともに、地域活性化のための新しい公民館活動の推進に貢献した。
	53	筑紫野市	林 田 正 義	東新町公民館	館長	【地域づくり】子どもから高齢者まで活動できる囲碁将棋のサークルづくりやシニアサロンの開設等地域活性化の推進に貢献した。
	54		齋木 嗣 憲	上古賀公民館	館長	【公民館施設の管理・運営】公民館の新築により「多世代ふれあいセンター」のモデル事業の開設等新たな公民館の運営に貢献した。
	55	宗像市	田中 治	田久自治公民館	前館長	【地域づくり】自治公民館での小学生対象の通学合宿の開設や各種同好会の活動の推進等地域づくりに貢献した。
	56	黒木町	酒井 圀 光	北木屋公民館	前館長	【地域づくり】グランドゴルフ大会、ミニバレーボール大会、綱引き大会、野球大会等スポーツ活動を通して地域振興に貢献した。
	57	田川郡 (添田町)	徳永 敏 彦	庄東地区公民館	前館長	【公民館施設の管理・運営】自治公民館運営のための規則や規定を整備し、地域に適合した事業基盤づくりに貢献した。
58		宮崎 武 和	添田東地区 公民館	前館長	【公民館施設の管理・運営】自治公民館の運営組織を整備し、地域の伝統行事やふれあい活動の推進に貢献した。	

平成18年度福岡県公民館連合会優良公民館表彰一覧

種別	番号	市町村名	公民館名	所在地	館長名	敷地面積
						m ²
公立 公民館	1	福岡市	<small>まつしま</small> 松島公民館	〒813-0062 福岡市東区松島三丁目15-11 ☎(092)612-1533	西田 豊喜	760
	2		<small>わぎやま</small> 脇山公民館	〒811-1111 福岡市早良区大字脇山 2474-4 ☎(092)803-1815	平川 武彦	868
	3		<small>ももちばま</small> 百道浜公民館	〒814-0001 福岡市早良区百道浜三丁目 6-24 ☎(092)845-5859	青柳 和敏	854
自治 (町内) 公民館	4	大川市	<small>もろとみまち</small> 諸富町公民館	〒831-0003 大川市大字諸富262、263	平田 潔	1,288

施設・設備の状況				特 色
建物延面積	構造	建築年月日	主な設備	
m ² 496	鉄筋 2階建	H 8 . 4 . 1	講 堂 学 習 室 和 室 集 会 室	学校週5日制事業「松島子ども教室」は、学校と公民館が離れているため、安全面を考慮し、保護者同伴を原則とした親子学習を年間12回実施している。
496	鉄筋 2階建	H 6 . 9 . 14	講 堂 集 会 室 学 習 室 和 室	一人ひとりの人権を尊重する人権教育を各町内ごとに実施し、校区ぐるみで人権を尊重する意識の高揚を図るための住民参加型学習を展開している。
496	鉄筋 2階建	H 8 . 3 . 31	講 堂 学 習 室 和 室 集 会 室	高齢者の生き甲斐事業、小中学校と連携した体験活動、乳幼児等を対象とした親子ふれあい事業、ボランティア・子育てサポーター養成講座等の事業に取り組んでいる。
149	木造 平屋建	S 54 . 4 . 1	会 議 室 調 理 室 集 会 室	住民のふれあい、子どもの健全育成、安心安全のまちづくりを基本として事業を実施している。特に、防犯パトロールは青少年問題協議会と共催で取組み、他の模範となっている。

地域へのメッセージ・会社の人から社会の人へ

～生涯学習社会を唄う・走る・語る～



フォーク歌手

高石 ともや

【講師プロフィール】

- 1941（昭和16）年生まれ。北海道雨竜町出身。京都市在住。
- 1966年、「想い出の赤いヤッケ」・ビクターレコードでフォーク歌手としてデビュー。その後「受験生ブルース」「主婦のブルース」など発表。ギター1本で全国を歌いまわる独特のスタイルを築く。
- 1971年、“ザ・ナターシャ・セブン”を結成。
- 78年、「107 SONG BOOK（東芝EMI）で、レコード大賞企画賞受賞。
京都・宵々山コンサートは今年で25回を迎える。
- 35歳からホノルルマラソンに毎年参加、28回目。
- 40歳の時には日本初のトライアスロン大会で優勝するなど「走る歌手」とも呼ばれている。
- 「家族」「健康」などをテーマに講演活動にも力を注いでいる。
- 2004年から、NHK 大阪、総合テレビの「上方倶楽部」に出演し、西国33ヶ所札所巡りの案内人を1年間務めた。

【主な著書】

「お父さんていいもんだ」「さあ、陽気に行こう」などがある。

【アスリート歴】

- 1989年、日本初のトライアスロン大会 皆生トライアスロン大会、優勝。
- 1989年、オーストラリア1011kmウルトラマラソン日本人初完走。
- 1993年、アメリカ大陸横断マラソンレース完走（日本人初）5位。
- 2003年、トライアスロン世界大会に60～65歳の部で出場。
- 2005年、ホノルルマラソン 日本人最多の29回連続出場。

===== x ㄷ =====

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

==== x ㄷ =====

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

文部科学省施策説明

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長 三浦春政

===== x ㄷ =====

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

シンポジウム

テーマ

少子高齢社会に対応した公民館の在り方を探る

シンポジスト

(財)日本生涯学習総合研究所理事

伊藤俊夫

大阪府貝塚市教育委員会社会教育係長

村田和子

福岡県飯塚市教育委員会教育長

森本精造

コーディネーター

九州女子短期大学助教授

大島まな

記録者

宗像市市民協働部市民活動推進課生涯学習推進係

石松隆通

会場責任者

宗像市市民協働部市民活動推進課生涯学習推進係長 永島正彰



伊藤 俊夫

財団法人 日本生涯学習総合研究所 理事

〔主な活動歴〕

社会教育団体活動：日本英語検定協会理事など各種社会教育関係団体の会員や役員として活動

社会教育振興活動：埼玉県生涯学習審議会長など各種委員や日本青少年育成学会副代表等として活動

教育・研究活動：東京家政大学や筑波大学大学院の教員、高専校長などとして実践

行政事務：前橋市社会教育主事や県・国の行政庁職員として社会教育行政事務を担当

〔主な著書〕

「社会教育の施設」 第一法規

「生涯学習の支援」 実務教育出版

「生涯学習・社会教育実践用語解説」 全日本社会教育連合会

〔活動の基本姿勢〕

- I 社会教育は、「①自発性と自主性が基本、②実践的、体験的な活動が主軸で、③自由で柔軟だから多様、④生活や地域の重視が生命」が特徴だと考えて活動。
- II 公民館活動とは、地域ぐるみによる、ひとつづくり、ものづくり（産業振興）、まちづくりの総合推進である、と考える活動。
- III これからは、どの学校を出たか、どのような経歴なのか、と過去を問う社会ではなくて、いま学んでいるか、これからも学ぶか、と現在や将来を問う社会で無ければ駄目だ、と考える活動。



村田 和子

大阪府貝塚市教育委員会 社会教育係長・社会教育主事

〔主な経歴〕

1982年から88年貝塚市立公民館嘱託職員、88年社会教育専門職員として専門職正規職員採用となり、公民館主事として中央公民館へ。2000年5月より、現職。1990年より和歌山大学教育学部非常勤講師

公民館主事として「子育てネットワーク」「安心して老いるための会」などのさまざまな地域づくりネットワークを仕掛け、育成に関わる。現在、社会教育としてPTA、生涯学習の推進事務事業等に関わる。

〔共 著〕

『学びつつ生きる女性』1988年 国土社

『主体形成の社会教育学3～地域住民とともに～』1998年 北樹出版

『現代公民館の創造』1999年 東洋館出版

『世界の社会教育施設と日本の公民館』2002年 エイデル研究所

『社会教育の仕事』2005年 社会教育推進全国協議会

『公民館60年 人と地域を結ぶ「社会教育」』2005年 国土社

〔ボランティア〕

NPO法人「こころの子育てインターねっと関西」運営委員

NPO法人「わとわ」理事

〔活動内容〕

- 不安と孤立の子育てから、安心と協同の子育てをめざす「貝塚子育てネットワーク」(1988～)
貝塚で子育てしてよかった、育ててよかったといえるまちをつくろう
乳幼児から中高生までの縦のつながり、親同士のネットワーク
こころの子育てインターネット関西に参画、子育てネットワークの18年（男性《父親》をまきこんだ活動が展開中）
- 私たちの学校・私たちのまちづくり～公民館から吹いてきた風
北小学校ふれあいルーム（1995～）
- 最後まで人間らしく生きることのできるまちをめざすとりくみ
安心して老いるための貝塚連絡会の活動（1991～啓発・学習活動・調査活動・そして介護ネットワークづくり、拠点づくり）
まちかどデーハウス「あいあい」、2000年NPO法人へ、
働く女性の会からNPO法人「わとわ」へ
- 地域づくり、地域再生のとりくみ
生涯学習コーディネーター養成講座→まなびーねっと貝塚（2003年～）



森 本 精 造

福岡県飯塚市教育委員会 教育長

〔主な職歴〕

福岡県社会教育課長、県立社会教育総合センター所長、旧穂波町教育長、1市4町の合併に伴い新飯塚市の初代教育長。

〔活動内容〕

西日本で初めての町内全公立小学校に「学校選択制」を導入。合わせて子どもの「生きる力」、子ども居場所の確保を目的に全小学校に「ほなみ子どもマナビ塾」を創設。

平成17年度は事業拡大して、毎日の「マナビ塾」を学校と公民館の協働事業として定着させ、学校発「子どもの安全宣言」を実行した。

さらに熟年者の学習と社会参加を重視した「熟年者マナビ塾」を小学校に併設し、幼老共生と学社連携の強化を視野に入れた新事業の展開に踏み切った。

〈マナビ塾〉



子どもマナビ塾—記念写真
(棕本小学校教室前)



子どもマナビ塾—英語でカードゲーム
(イングリッシュ)



子どもマナビ塾—津軽三味線体験
(「さくらさくら」の演奏)



熟年マナビ塾—切り絵
(力作は学校に展示)

コーディネーター



大島 まな

九州女子短期大学 助教授

[主な職歴]

- ・九州大学教育学部社会教育学講座助手、九州女子短期大学初等教育科講師を経て現職。九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学国際交流・留学生センター日本語能力向上室室長（兼務）

[主な著書・論文]

- ・『青少年教育キャンプの組織化と教育効果の研究』、『大学における市民ボランティアの意識と特性に関する研究』、『生涯学習推進のための事業連携の方法とモデル』、『生涯学習をとりまく社会環境—男女共同参画社会と生涯学習』など

[主な活動]

- ・これまでに、福岡県生涯教育推進会議委員、福岡県立社会教育総合センター学習情報運営委員会委員、北九州市女性行政推進会議委員、北九州市女性センター「ムーブ」運営協議会委員、福岡県生涯学習ネットワーク推進協議会委員、糸田町生涯学習まちづくり行動計画策定委員会委員長、福岡県青少年アンビシャス運動推進本部員および推進委員会委員、福岡県「ふくおか新世紀計画第二次実施計画策定懇話会」委員、福岡県青少年プラン作成委員会委員、福岡県家庭教育力活性化支援協議会委員、宗像市男女共同参画推進条例策定審議会委員、福岡県IT活用家庭教育支援実行委員会委員、北九州市社会教育委員、北九州市青少年問題協議会委員など
- ・ボランティアとして、むなかた自由大学実行委員会委員、福井東子ども劇場まつり実行委員（子育て中に北陸にて）、福岡県青少年アンビシャス運動小学校区地域連携事業アドバイザー、中国・四国・九州地区生涯学習実践研究交流会事務局など
- ・大学では、小学校・幼稚園教諭あるいは保育士を目指している初等教育科の学生と、また世界十数ヶ国からの留学生とともに過ごしている。留学生を支援するための学生ボランティアと、「市民ボランティア・チューター」を大学周辺地域の市民に呼びかけ組織、コーディネートしている。



資 料 編

- 福岡県公民館大会年表
- 数字でみる公民館を取り巻く現況
- 少子化社会対策大綱（平成16年6月4日 閣議決定）
- 高齢社会対策大綱（平成13年12月28日 閣議決定）

福岡県公民館大会年表

大会	日 時	開 催 地	大 会 主 題	全体討議テーマ
第1回	昭和28年1月	県社会教育会館		
第2回	昭和29年4月	八 幡 市		
第3回	昭和29年11月 19日～20日	筑紫郡二日市町 中央公民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開している生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにあるべきか—社会教育の反省と将来
第4回	昭和30年11月 21日～22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民活動を反省し、困難な諸問題について徹底的に研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に生活自立運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいかに振興するか。
第5回	昭和31年10月 25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運動の促進を期す。	公民館の現状はこのままでよいか。
第6回	昭和32年10月 19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の推進方策について。
第7回	昭和34年11月 21日～22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれからの公民館
第8回	昭和35年10月 3日～4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設置基準に即して、当面する問題の研究	地域の社会教育センターとしての公民館の整備を計画的に推進するためにはどうしたらよいか。
第9回	昭和36年6月 3日～4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営のあり方を求めて	地域の社会教育を総合的に推進するためにはどうしたらよいか。
第10回	昭和37年5月 13日～14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮らしと文化をつくるために公民館はどうしたらよいか。	青少年が楽しく学び健やかに成長するために公民館はどうしたらよいか。
第11回	昭和38年5月 25日～26日	北九州市戸畑区 文化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくらう。	新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するためには公民館はいかにあるべきか。
第12回	昭和39年5月 31日～6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか。	公民館への期待—とくに市民性の向上を中心として—
第13回	昭和40年5月 23日～24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割	地域住民の生活文化を高めるために果たすべき公民館の役割は何か。
第14回	昭和41年5月 24日～25日	田川市体育館	住民の創造的生活の確立をめざす自主的な学習活動を育てよう。	住民の創造的生活の確立のために (分科会テーマ)
第15回	昭和42年5月 14日～15日	豊前市市民会館	今日の生活を見つめ、明日の生活を築くための公民館の役割とそのための施設設備の充実と配置のあり方	地方自治と住民の学習 (記念講演)
第16回	昭和43年5月 28日～29日	北九州市 八幡市民会館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求めて	社会生活の都市化と公民館の課題 (記念講演)

大会	日 時	開 催 地	大 会 主 題		全体討議テーマ
第17回	昭和44年 5月 31日～6月1日	太宰府町九州学園 福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づくりと新しい地域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあり方と役割		これからの新しい公民館のあり方と役割（記念講演）
第18回	昭和45年 5月 26日～27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方を考えよう。		公民館の理想と現実
第19回	昭和46年 5月 25日～26日	飯 塚 市 文化センター	住民の学習にこたえられるための公民館の施設設備を充実し、職員体制を整備し、市民社会を育てるための教育をすすめよう。		岐路にたつ70年代の選択（記念講演）
第20回	昭和47年 7月 6日～7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制の確立と今日的役割を考え、また新しい地域社会（コミュニティ）形成のための公民館活動のあり方を考える。		明日を創る公民館の新路線（記念講演）
第21回	昭和48年 5月 30日	福岡市立少年 文化会館ホール	生活に根ざす公民館活動の創造と前進		生活に根ざす住民の教育要求にこたえるための公民館の役割（シンポジウム）
第22回	昭和49年 6月 6日	（八女市） 市町村会館	魅力ある公民館の創造と前進	実践発表 対面討議 全体討議	住民にとって公民館とは何か
第23回	昭和50年 6月 1日	直方市民会館	豊かな地域づくりをめざす公民館の役割	シンポジウム 講 演	コミュニティの形成と公民館 これからの公民館経営
第24回	昭和51年 6月 3日	豊前市民会館	住民の生活を高めるための公民館事業のあり方を考える	パネル討議 講 演	住民の求めに応ずる公民館事業のあり方 住民の生活を高めるための公民館事業
第25回	昭和52年 9月 22日	北九州市小倉南 市民センター	住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(9) 講 演	これからの社会教育
第26回	昭和53年 7月 5日	太宰府勤労者 体育センター	地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域と社会教育
第27回	昭和54年 7月 3日	大 川 市 文化センター	多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年 6月 12日	中 間 体 育 文化センター	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について	パネル討議 講 演	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について
第29回	昭和56年 6月 3日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的意義と役割を考える	講 演 シンポジウム(3)	青少年をとりまく諸問題に対処する社会教育
第30回	昭和57年 6月 9日	北九州市 小倉市民会館	住民が主体となる公民館の在り方を考える	講 演 分科会(8)	住民が主体となる公民館の在り方を考える
第31回	昭和58年 8月 9日	福岡県立福岡勤労 青少年文化センター	「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」—今、公民館は地域住民とともに何をしなければならぬか—	講 演 分科会(9)	「現代の青少年問題を考える」—思いやりのある社会づくりのために—
第32回	昭和59年 6月 22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える	講 演 パネル討議(3) 分科会(2)	ニューメディア時代を考える

大会	日時	開催地	大会主題		全体討議テーマ
第33回	昭和60年6月13日	飯塚文化センター	生涯教育推進の拠点になる公民館のあり方を考える	講演分科会(8)	生涯教育の推進と公民館の役割
第34回	昭和61年5月30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	講演分科会(7)	生涯学習と放送
第35回	昭和62年8月6日	北九州市立小倉市民会館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	講演分科会	「豊かな心を育てる地域社会の役割」
第36回	昭和63年7月27日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	生涯学習社会の形成をめざす公民館のあり方を考える	講演分科会(7)	「生涯学習社会における公民館の役割」
第37回	平成2年11月21日	筑紫野市文化会館	生涯学習社会をめざす公民館のあり方を考える	講演シンポジウム(1)分科会(4)	生涯学習社会における公民館の役割
第38回	平成3年7月31日	直方市民会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演分科会(5)	地域に根ざした公民館活性化の提言
第39回	平成4年7月30日	久留米市石橋文化センター	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演分科会(5)	学校週5日制…公民館はどうする!!
第40回	平成5年9月17日	大牟田市大牟田文化会館	生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方	講演分科会(5)	ボランティアの心
第41回	平成6年7月29日	田川市田川文化センター	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講演分科会(5)	生涯学習社会における公民館の役割
第42回	平成7年8月3日	行橋市民会館	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講演分科会(5)	公民館を元気に未来的にしよう!! —“愛されるため”の魅力アップ…インテリジェント化—
第43回	平成8年8月7日	北九州市立小倉市民会館	住民とともに生涯学習社会を目指す公民館の学習・交流活動の在り方	講演分科会(5)	生涯学習時代における公民館—粋な生き方と学衆国づくり—
第44回	平成10年8月20日	志免町立町民センター	生涯学習時代における公民館の主体性と役割を考える	講演分科会(5)	公民館のこれから—社会教育を取り巻く環境の変化に対応するために—
第45回	平成11年7月30日	中間市なかまハーモニーホール	生涯学習時代における公民館の主体性と役割を考える	講演分科会(5)	子どもと地域の教育力
第46回	平成12年7月28日	久留米市石橋文化ホール	新しい時代への期待、公民館の新たなあゆみを考える	講演分科会(5)	新しい公民館活動のあり方～21世紀の公民館像をめぐって～
第47回	平成13年7月27日	筑後市サザンクス筑後	21世紀の到来、地域とともに歩む公民館活動の新たな戦略	講演分科会(5)	家庭教育を支援する公民館活動のあり方
第48回	平成14年8月2日	飯塚市文化会館	完全学校週5日制スタート、公民館の新たな役割を考える	講演分科会(5)	社会教育の出番は、“今”～完全学校週5日制に対応した公民館活動のあり方～
第49回	平成15年7月23日	苅田町立中央公民館	地域拠点としての公民館の新たな役割を探る	講演分科会(3)	メディアから見た地域拠点としての公民館の役割
第50回	平成16年8月31日	北九州市北九州芸術劇場	「地域拠点としての公民館、その半世紀とこれからの展望」～未来型公民館の在り方を探る～	講演分科会(3)	「地域の学習拠点としての公民館」～現状と将来～

〈数字でみる公民館を取り巻く現況〉

1 人口動態

人 口 ・ 人 口 比 率						
年	人 口 (人)			人 口 比 率 (%)		
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
2000	18,472,499	86,219,631	22,005,152	14.6	67.9	17.3
01	18,283,445	86,138,777	22,868,527	14.4	67.7	18.0
02	18,101,750	85,705,705	23,627,895	14.2	67.3	18.5
03	17,904,805	85,404,056	24,310,613	14.0	66.9	19.0
04	17,733,603	85,076,596	24,876,409	13.9	66.6	19.5
* (1990)	(22,486,239)	(85,903,976)	(14,894,595)	(18.2)	(69.5)	(12.0)

総務省「国勢調査」(2000年)、「人口推計」(2001～2004年)による。

資料：内閣府「平成17年度版少子化社会白書」による。

人 口 (上位5都道府県)

① 東京都	1,217 (万人)
② 大阪府	865
③ 神奈川県	864
④ 愛知県	706
⑤ 埼玉県	700
⑧ 福岡県	501

人口増加率 (上位5都道府県)

① 沖縄県	0.75%
② 東京都	0.71%
③ 神奈川県	0.51%
④ 愛知県	0.50%
⑤ 滋賀県	0.40%
⑨ 福岡県	0.07%

総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数 (2005年3月31日現在)」

資料：内閣府「平成17年度版少子化社会白書」による。

2 市町村数の動き

合併による市町村数 (上位5都道府県)

① 北海道	180 (合併前220)
② 長野県	81 (合併前120)
③ 埼玉県	71 (合併前92)
④ 福岡県	69 (合併前97)
⑤ 愛知県	63 (合併前88)
最も少ない県 ※富山県	15 (合併前35)

総務省統計による (H18.4.1現在)

合併による市町村数の減少率 (上位5都道府県)

① 広島県	73.3% (86→23)
② 愛媛県	71.4% (70→20)
③ 長崎県	70.9% (79→23)
④ 大分県	69.0% (58→18)
⑤ 新潟県	68.8% (112→35)
最減少率県 ※大阪府	2.3% (44→43)

総務省統計による (H18.4.1現在)

3 公民館の動き

公民館数（上位5都道府県）

① 長野県	1,996	（館）
② 新潟県	649	
③ 熊本県	643	
④ 山梨県	639	
⑤ 山形県	601	
⑩ 福岡県	451	
※ 全国総計	17,947	

公民館の職員数（上位5都道府県）

① 長野県	5,344	（人）
② 埼玉県	2,398	
③ 宮城県	1,806	
④ 北海道	1,788	
⑤ 福岡県	1,718	
最も少ない県 ※宮崎県	327	
※ 全国総計	54,596	

年間開館日数別公民館数

○ 149日以下	1,769	（館）
○ 150日以上199日以下	384	
○ 200日 ♪ 249日 ♪	1,478	
○ 250日 ♪ 299日 ♪	3,379	
○ 300日 ♪ 349日 ♪	4,100	
○ 350日以上	6,646	
※ 全国総数	17,756	

平成13年度間未開館及び平成14年度新設の公館館（191館）を除く。

公民館運営審議会等の設置館数（上位5都道府県）

① 長野県	329
② 広島県	321
③ 愛媛県	318
④ 山形県	292
⑤ 島根県	269
⑤ 福岡県	269
※ 全国総数	7,154

公民館の利用状況（利用者数）

○ 青少年団体	13,942,010	（人）
○ 女性団体	20,029,984	
○ 成人団体	79,000,737	
○ 高齢者団体	10,754,607	
○ その他団体	59,232,739	
○ 個人利用	20,400,781	
※ 全国総数	182,960,077	

平成13年度間未開館及び平成14年度新設の公館館（191館）を除く。

学習内容別 学級・講座数

○教養の向上	200,623
○体育・レクリエーション	49,415
○家庭教育・家庭生活	34,679
○職業知識・技術の向上	18,379
○市民意識・社会連帯意識	19,936
○その他	18,180
※ 全国総数	341,212

資料：文部科学省「平成14年度社会教育調査報告書」による。

4 図書館の状況

市町村立図書館数（上位5都道府県）

① 東京都	354	(館)
② 埼玉県	136	
③ 大阪府	130	
③ 北海道	130	
⑤ 千葉県	114	
⑥ 福岡県	84	
※ 全国総数	2,642	

図書冊数（上位5都道府県）

① 東京都	41,092,146	(冊)
② 大阪府	18,871,890	
③ 埼玉県	18,609,430	
④ 愛知県	14,596,834	
⑤ 千葉県	14,355,051	
⑨ 福岡県	9,405,563	
※ 全国総数	308,076,275	

図書（和・洋別）冊数

○ 和漢書	305,731,484	(冊)
○ 洋書	2,344,791	
※ 全国総数	308,076,275	

図書（対象別）冊数

○ 成人用	232,888,227	(冊)
○ 児童用	75,188,048	
※ 全国総数	308,076,275	

貸出冊数（上位5都道府県）

① 東京都	76,659,675	(冊)
	(15,750,422)	
② 大阪府	43,677,221	
	(10,487,872)	
③ 埼玉県	33,937,762	
	(7,303,659)	
④ 愛知県	32,709,262	
	(9,220,413)	
⑤ 神奈川県	31,589,085	
	(6,427,396)	
⑨ 福岡県	20,799,554	
	(4,221,079)	
※ 全国総数	520,822,278	
	(124,835,750)	

図書館の自動車文庫の台数（上位5都道府県）

① 北海道	59	(台)
② 埼玉県	37	
② 大阪府	37	
④ 岩手県	33	
⑤ 千葉県	25	
⑨ 福岡県	17	
※ 全国総数	626	

()内はうち数で児童冊数である。

資料：文部科学省「平成14年度社会教育調査報告書」による。

5 少子化の状況

合計特殊出生率（2004年）（上位5都道府県）

① 沖縄県	1.72
② 宮崎県	1.52
③ 福島県	1.51
④ 鳥取県	1.50
⑤ 佐賀県	1.49
※ 全国平均	1.29 (2005年 1.25)

厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率の推移（全国）

1970年	2.13
1980年	1.75
1990年	1.54
2000年	1.36
2004年	1.29
※ 1950年	3.64

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

年少人口割合（全国）

1970年（昭和45）	24.0%
1980年（55）	23.5%
1990年（平成2）	18.2%
2000年（12）	14.6%
2004年（16）	13.9%
※ 1950年（昭和25）	35.4%

総務省統計局「国勢調査」、2004年のみ総務省統計局「平成16年10月1日現在推計人口」より試算。

平均寿命の推移

	男	女
1970年（昭和45）	69.31 ^(歳)	74.66 ^(歳)
1980年（55）	73.35	78.76
1990年（平成2）	75.92	81.90
2000年（12）	77.72	84.60
2004年（16）	78.64	85.59
※平均寿命が男女とも60歳代になった年 1951年（昭和26）：男（60.8） 女（64.9）		

厚生労働省「生命表」による。

少子化に歯止めをかけるための政策（上位5の内容）

○ 子育て世帯に対する経済的支援を充実する	70.1%
○ 安心して子どもを産み育てられる生活環境を整備する	64.0%
○ 希望すれば誰でも預けられるよう保育所を増やす	55.0%
○ 出産退職後の再就職の環境を整備する	54.6%
○ 延長保育などきめ細かい保育サービスを充実する	52.5%
※ その他	
○ 子育ての大切さを伝える教育や啓発を行う	29.6%

「小泉内閣メールマガジン」で2005年7月に実施した「少子化に関するアンケート調査」による。

資料：内閣府「平成17年度版少子化社会白書」による。

6 高齢化の状況

100歳以上の高齢者数(人口10万人当たり)(上位5都道府県)

① 沖縄県	51.43	(人)
② 高知県	48.57	
③ 島根県	44.46	
④ 熊本県	35.21	
⑤ 鹿児島県	34.14	
※ 全国の100歳以上の高齢者数	25,554	

厚生労働省「百歳以上高齢者について」(平成17年)

高齢化率(上位5都道府県)

① 島根県	26.8%
② 秋田県	26.0%
③ 高知県	25.3%
④ 山形県	24.9%
⑤ 山口県	24.3%
⑤ 鹿児島県	24.3%
(34) 福岡県	19.2%
※ 全国平均	19.5%
(平成17年10月現在の人口に対する割合 21.0%)	

総務省「平成16年10月1日現在推計人口」

家族形態別にみた高齢者の割合

○ 一人暮らし	45.5%
○ 夫婦のみ	36.0%
○ 子どもと同居	14.7%
○ その他の親族と同居	3.6%
○ 非親族と同居	0.2%

厚生労働省「国民生活基礎調査」

家族・親族の中の役割(複数回答)

	男	女
	(%)	(%)
○ 家事を担っている	13.5	74.1
○ 家計の支え手(かせぎ手)	41.2	6.1
○ 家族・親族の相談相手	29.0	21.5
○ 家族や親族関係の中の長(まとめ役)	38.9	10.3
○ 特に役割はない	21.8	18.7

内務省「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

高齢者の学習活動への参加状況(複数回答)

○ カルチャーセンターなどの民間団体が行う学習活動	10.6%
○ 公的機関が高齢者専用で設けている高齢者学級など	5.5%
○ 公的機関や大学など開催する公開講座など	4.3%
○ 通信手段を用いて自宅にしながらできる学習	2.6%
○ 大学・大学院への正規通学	0.2%
○ 各種専門学校への正規通学	0.2%
○ その他	2.7%
※ 何らかの学習活動に参加している者の割合	24.4%
※ 参加していない	78.6%

内務省「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

資料：内閣府「平成18年版高齢社会白書」による。

少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条の規定に基づき、少子化社会対策の大綱を別紙のとおり定める。

(別紙)

1 大綱策定の目的

我が国は、世界で最も少子化の進んだ国の一つとなった。合計特殊出生率は過去30年間、人口を維持するのに必要な水準を下回ったまま、ほぼ一貫して下がり続け、この流れが変わる気配は見えていない。日本が「子どもを生み、育てにくい社会」となっている現実を、我々は直視すべき時にきている。

未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、近年では結婚した夫婦の出生力そのものも低下しており、このままでは出生率の低下は更に進むことが予想されている。急速な少子化の結果、我が国はあと3、4年で人口減少時代を迎える。いわゆる第二次ベビーブーム世代が、子どもを生み、育てる時期に入っているにもかかわらず、第三次ベビーブームが起こる気配はない。

こうしたことの背景に、核家族化や都市化による家庭の養育力の低下、かつては親族や近隣から得られていた支援や知恵が得られにくいという育児の孤立、育児の負担感が大きいこと、家庭生活との両立が困難な職場の在り方、結婚や家族に関する意識の変化、若年失業の増大など若者の社会的自立を難しくしている社会経済状況といった問題が指摘されている。

こうした少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしている。経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など、我々が直面する深刻な問題の多くは、少子化の結果としての人口構造の歪みに起因しているといっても

過言ではない。さらに、少子化が進むことによって、同年代の仲間と切磋琢磨して健やかに育つ環境や乳幼児とふれあって育つ環境までも子どもたちから奪われつつある。子どもにとって健全に育ちにくい社会となることで、自立した責任感のある社会人になることが難しくなっていると懸念されている。

しかし、こうした現実に対する危機感が社会で十分に共有されてきたとはいえない。

次代を託す新たな生命が育ちにくくなっており、虐待なども起きている現状を社会全体の問題として真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会へ転換することが喫緊の課題になっている。

このため、子どもや子育て家庭を、世代を越え、行政や企業、地域社会も含め、国民すべてが支援する新たな支え合いと連帯を作り上げることが求められている。また、子どもたちの健やかな育ちや自立を促し、さらには親自身の育ちを支援し、子育て・親育て支援社会をつくることを国の最優先課題とすることが求められている。

我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年程度をとらえ、集中的な取組に踏み出すとともに、その成果を厳正に評価し公表することが急務である。その際、国、地方公共団体、職域、地域、家庭、個人など、社会を構成するすべての主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、自主的かつ積極的な取組を進めていく必要がある。

子どもは社会の希望であり、未来の力である。次代を担う生命がたくましく育ち、自立した責任感のある大人となっていく社会への変貌は、すべてに優先されるべき時代の要請となっている。少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策としてこの少子化社会対策大綱を定め、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。

2 少子化の流れを変えるための3つの視点

子育てが安心と喜びをもって子育てに当たるよう社会全体で応援するとの基本的考え方に立って、少子化の流れを変えるための施策を国を挙げて取り組むべき極めて重要なものと位置付け、今後の政府の取組の方向性を視点として3つ掲げる。

なお、施策の推進に当たっては、ライフステージの各段階に応じて必要な施策を有機的に組み合わせ、効果的に講じ、受けられる支援の情報が広域的確に届くよう取り組む必要がある。

(1) 自立への希望と力

『若者の自立が難しくなっている状況を変えていく。』

若者が、自己実現や社会への参画を目指しながら、自己の選択として、職業や結婚、出産、子育てを自らの人生において積極的に位置付けていくことは、自立した社会人となる上で非常に大切なことである。

しかし、近年それを阻む要因として、若年失業者やいわゆるフリーターの増大など、若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況がある。学校を卒業あるいは中退した後、就職も進学もせずその意欲もない状況に陥る多数の若者の存在が懸念されており、親元に同居し基礎的生活コストを親に支援してもらっている未婚者も増加していることが指摘されている。引きこもりや不登校など子どもたちを取り巻く状況は近年ますます厳しさを増している。

早い頃からの職業意識の醸成のための教育や、教育と雇用との間で連携の取れたキャリア形成を支援することなどにより、若年失業の流れを転換してゆくことが求められている。

また、子どもが自立した若者へと成長していくためには、自然や人と直接ふれあうことによって、心豊かにたくましく育ち、生活や社会、自然との

かかわりを学び、生きる力を発揮できるようにしていくことが重要である。

(2) 不安と障壁の除去

『子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく。』

結婚や出産は個人の決定に基づくものであることはいままでもない。近年、未婚化、晩婚化が進んでいるが、その背景には結婚に対する考え方の変化がある。また、結婚を望んでも出会いの機会が限られるという状況や、出産を希望しても仕事と子育ての両立の困難からあきらめるといった状況がしばしば指摘される。

家族の多様化、小規模化が進む中で、家庭で子育てに当たる親には子育ての負担を一人で抱え込むこと、社会活動を制限されることなどに対する不安が大きく、子どもを生み、育てる上での障壁も大きい。特に低年齢児や在宅での育児に対する支援は限られている。

また、日本では、父親が育児にかけける時間が世界でも突出して少ないことが指摘され、妻の就労の有無にかかわらず、父親が親としての役割を積極的に果たすことが、子育て家庭の育児ストレスや不安の解消のみならず、子どもの健全な育ちのためにも重要になっている。親となった男性がその役割を十分担うことができるよう、職場を始め社会が応援する風土や意識が求められている。

さらに、子どもが小さいうちは家庭で育てたいと願い退職した者が、その後必ずしも自らの意欲や能力をいかした良好な再就職の機会に恵まれていない。

結婚や出産をためらわせる障壁を極力取り除き、子育ての不安や負担を軽減するため、希望する者が結婚や出産、子育てをしやすい環境整備と併せ、職場優先の風土を是正する「働き方の見直し」を喫緊の課題とし、家族の時間や私的活動の時間を大切にできる職場風土をつくることが求められている。

(3) 子育ての新たな支え合いと連帯 — 家族のきずなと地域のきずな —

『生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく。』

家庭は、子どもが親や家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身に付けていく場である。しかし、職場優先の風潮などから子どもに対し時間的・精神的に十分向き合うことができている親、無関心や放任といった極端な養育態度の親などの問題が指摘されている。家庭において夫婦が子育ての喜びを共有することで、親から子へ子育ての喜びや楽しさが伝えられることにもつながる。

人々が自由や気楽さを望むあまり、家庭を築くことや生命を継承していくことの大切さへの意識が失われつつあるとの指摘もある。学校教育や地域社会など様々な社会とのかかわりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次代に伝えはぐくんでいくことや、家庭を築くことの大切さの理解を深めることが求められている。

『子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。』

子育ては父母その他の保護者が第一義的責任を持つものである。同時に、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で支援することが求められている。

近年、核家族化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化したため、家庭のみでは子育てを負い切れなくなっており、さらには虐待などが深刻な問題となっている。祖父母などの親族や、近隣など身近な地域社会での助け合いのネットワークが有効に機能することが望まれる。また、社会経済の変化や少子化に伴い、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわるニーズは

大きく変化してきており、小児医療、母子保健などの多様なニーズに対し、適切な対応が求められている。

このため、かつて家族や地域・集落が担っていた次代の育成を支援する機能を、地域や社会の力を借りて、現代社会にふさわしい形で再構築するとともに、子育てを社会全体で支援していく「新たな支え合いと連帯による子育て支援」の体制をつくり上げていくことが求められている。

また、公共空間を始めとする生活環境において、妊婦、子ども及び子ども連れの人への配慮が行き届いた「子育てバリアフリー」を推進するとともに、地域、職場など社会のあらゆる場面で、子育てや家庭生活が尊重され、社会を挙げて子育てを応援する社会風土の醸成や子どもを大切にす国づくりが求められている。

その際、国、地方公共団体、職域、地域、家庭、個人など、社会を構成するすべての主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、自主的かつ積極的な取組を進めていく必要がある。

3 少子化の流れを変えるための4つの重点課題

上記の3つの視点を踏まえ、特に集中的に取り組むべき重点課題を4つ設定する。

(1) 若者の自立とたくましい子どもの育ち

○ 就業を自らの人生設計の中で主体的に位置付けられるようにするとともに、国、地方公共団体、教育界、産業界等が一体となって、若者の自立を阻む要因となっている就業困難を解消するための取組を積極的に進める。

多くの若者にできるだけ早い段階から社会とのかかわりを実感することのできる機会を提供するため、小学校や中学校段階からの職場見学、就業体験など早い時期から職業意識を醸成する教育に取り組む。

○ 若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう、奨学金制度による支援を一層推進する。

- 子どもが自立した若者へとたくましく育ち、意欲にあふれ、活動的な社会人となり、自立し次代の社会を担っていくことができるよう、家庭・学校・地域において子どもたちが生きる力を発揮できるような取組を進める。自然の中での集団生活の体験などの豊かな体験活動や、社会とかかわり様々な人と接するボランティア活動の機会を積極的に提供し、また、子どもたちが放課後や週末に活動する場を提供する。

こうした取組を通じ、子どもが自然や家族以外の人と直接ふれあうための様々な出会いや体験活動を豊かに持つ中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲や体力を養っていくことができるよう、社会全体として支援していく。

(2) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- これまでの仕事と家庭の両立支援の取組の不足していた点を省みて、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスが取れるように働き方を見直す。子育てと仕事が両立できる職場づくりは企業の社会的責任であるとともにこれからの経営に様々な利点をもたらすものとの認識に立って、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく行動計画の策定とその目標の達成に向けた取組が進むよう促すとともに、国・地方公共団体等の特定事業主における社会全体の牽引役としての取組を促す。
- 結婚や出産後も育児をしながら働くことができるようにするための取組を進める。育児休業を取得しやすい環境づくりを進めるとともに、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置、職業能力の維持、向上のための措置等の実施を推進する。きめ細かい総合的な再就職支援策の推進を図ることにより、再就職を希望する者が円滑に再就職できるようにする。
- 妻の就労の有無にかかわらず、男性が、育児や教育を含め、親としての役割を積極的に果たしていけるようにするための新たな取組を推進する。

- 職場の自主的な取組に加え、世代を越えた国民全体の責務として、子育てと仕事の両立を困難にする風土の改革を強力かつ計画的に進める。職場の管理職や地域の町内会等で中核的役割を担う人の意識改革のための取組を進めるなど、男女がともに子どもを生み、育てやすい環境を整備する。

(3) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

- 幼い段階からの親や身近な者との愛着形成、幼い子どもとのふれあいの体験などを通じて子どもや家庭を知り、子どもとともに育つ機会をつくることにより、将来の親となる世代が生命の尊さを実感したり、人への関心や共感を高め、社会とのかかわりや人とのつながりを大切にするについて、家庭、学校、地域において理解を深める取組を推進する。
- 子どもを生み、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解を深める取組を推進する。
- 安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について理解を深める取組を推進する。

(4) 子育ての新たな支え合いと連帯

- 子どもたちが健やかに育っていくよう支えていくためには、個々の子育て支援施策について一層の充実を図るとともに、子どものための最善の利益を基本とし、親のニーズも踏まえた効果的なものとしていくことが求められている。
- 例えば、子育て支援施策は、育児休業や勤務時間の短縮などの働き方にかかわる施策、幼稚園・保育所における施策、多様な地域子育て支援事業、小・中学生の放課後対策、児童手当等の経済的支援など、多岐にわたっている。社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、これらの様々な子育て支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方を検討していく。

また、社会保障給付について、大きな比重を

占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

- 特に地方公共団体は、地域の特性に応じた多様なニーズや生活実態を十分把握し、それを十分に反映しながら次世代法に基づく行動計画を策定し、自主性を存分に発揮しつつ効果的な施策を実施する。
- 待機児童ゼロ作戦の実施により、保育所の待機児童の解消のための取組を進める。
- 小・中学生の放課後の受入体制を、大都市周辺部を中心に整備するとともに、利用者のニーズや地域の実情に応じ効果的な放課後対策の取組を推進する。
- すべての子育て家庭が利用できるよう身近な場所に地域での子育て支援の拠点を作り、子どもの育ちの段階に応じた「親と子の育ちの場」の提供を進め、親の成長と子育てを支援していく。
その際には、身近な近隣地域レベルでの子育て支援で地域の力を生かす必要がある。幼稚園や保育所などを地域に開かれたものにしていくとともに、NPOなどの民間団体も含めた多様な主体が参加できるように、子育て支援の取組をきめ細かく推進する。
- 児童虐待という親子間の最も深刻な事象に対応できる社会、あるいは障害児とその家族やひとり親家庭といった多様な家庭のニーズに応えられる社会を創り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切に作る社会づくりにつながるとの認識に立ち、こうした特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の充実を図る。
- 地域において、いつでも安心して保健医療サービスが受けられるようにするための小児救急医療体制を含め、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわる保健医療の充実を図る。また、児童福祉、小児医療などが連携して子どもの健やかな育ちを継続的に支え、子どもの危機に対

応することができるよう、体制整備を図る。

- 妊婦、子ども及び子ども連れの人への配慮が行き届いた子育てバリアフリーの観点から、建築物、公共交通機関及び公共施設等の生活環境についてハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進する。

4 推進体制等

(1) 内閣を挙げた取組の体制整備

本大綱に基づき、内閣総理大臣を会長とし、内閣僚で構成する少子化社会対策会議を中心に、内閣を挙げて少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。また、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

このため、少子化社会対策会議の下に、民間有識者の意見を反映させる仕組みをつくり、少子化の流れを変えるための施策を評価し、その結果を公表するとともに、関連施策の事前、事後のチェック体制をつくり、十分な成果が生まれるよう施策の推進につなげる。

経済財政諮問会議、総合科学技術会議、男女共同参画会議等の関係する重要政策会議等との間で緊密に連携・協力を図り、施策を推進する。

(2) 重点施策についての具体的実施計画

本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、平成16年中に施策の具体的実施計画（新新エンゼルプラン）を策定する。

(3) 構造改革特別区域制度の活用

地域の実情に応じた子育て支援に取り組み、地方公共団体が創意工夫しやすいような取組ができるよう、構造改革特別区域制度の活用を図る。構造改革特別区域においては、規制の特例措置の効果等を評価し、特段の問題のないものは速やかに全国規模の規制改革につなげる。

(4) 国民的な理解と広がりをもった取組の促進

本大綱を踏まえ、各界代表者の参加により開催されている「少子化への対応を推進する国民会議」(平成11年6月設置)の取組方針について必要な見直しを行い、更に一層の国民的な理解と広がりをもった取組の促進のため、職場、家庭、地域、学校等における取組を促進し、また、広く国民に向けた情報発信を行っていくこととする。

(5) 大綱のフォローアップ等

本大綱については、施策の進捗状況とその効果、出生率の動向等を踏まえ、毎年フォローアップを実施していくとともに、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととする。

重点課題に取り組むための28の行動

上記の3つの視点で示された方向性を踏まえ、4つの重点課題を受けて、まず着手する当面の具体的行動を28項目掲げて実践する。さらに、重点課題を実現するために必要な取組についても推進する。

〔若者の自立とたくましい子どもの育ち〕

(1) 若者の就労支援に取り組む

- ・ 「若者自立・挑戦プラン」(平成15年6月10日 文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・経済財政政策担当大臣合意)に基づき、若者の職業的自立を促進するため、教育・雇用・産業政策の連携の強化、政策資源の重点投入、官民一体となった総合的な取組の強化を図る。

具体的には、教育段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策を講じる。学校と企業・地域が連携した職場体験やインターンシップの推進などを通じて、小学校段階から児童生徒の発達段階に応じ組織的・系統的に勤労観・職業観を育成するキャリア教育を実施する。特に、中学生に対する集中的な職場体験の先進的な取組について、普及を図る。また、「実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)」の導入、専門的人材の配置による就職相談の充実を図るとともに、専修学校等を活用した短期教育プログラムの開発等による若者の能力の向上を図る。

さらに、通年採用の普及、トライアル雇用の積極的活用等により、就業経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備を進めるとともに、能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備を図る。

若者の生の声を聞き、きめ細かな効果のある政策を展開するための新たな取組として、民間を活用し、若年者に雇用関連サービスを1か所

でまとめて提供する場（若年者のためのワンストップサービスセンター）を整備する。

こうした取組等を通じて、平成18年度までに、若年失業者等の増加傾向の転換を目指す。

（2）奨学金の充実を図る

- ・ 若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないように、奨学金制度による支援を一層推進する。

（3）体験を通じ豊かな人間性を育成する

- ・ 子どもたちが、地域や社会とのかかわりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長することができるよう、地域と学校の連携の下に、様々な自然体験・社会体験活動の機会を提供する。このため、芸術文化・伝統文化体験、スポーツ、農林漁業体験、自然体験などの体験活動やボランティア活動の普及・促進を図る。
- ・ 夏休み等を利用して、地方公共団体と自然体験活動を推進する青少年団体との協力の下、子どもたちが青少年教育施設、野外活動施設や農家などで共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動を行ったり、学校教育活動として、都市と農山漁村の交流による体験活動や、宿泊学習等の共同生活体験を行う取組を支援し、全国的な普及を図る。
- ・ 都市公園、河川空間、森林等の整備や使用方法を工夫するなどして、身近な自然に安心してふれあうとともに、子ども同士でできるだけ自由に遊べる場所を地域全体で確保する。
- ・ 児童館や学校などを活用し、子どもたちが放課後や週末にスポーツや文化活動をしたり、乳幼児や高齢者などの様々な世代と交流することのできる活動を推進するとともに、運動場の芝生化など、多様な活動の機会や場所づくりを進める。また、我が国の伝統や文化を子どもたちに伝えていくことができるよう指導者を養成するとともに、高齢者等の他世代との交流等の体験の機会を提供する。

- ・ 地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携して、青少年が社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動等を通して社会とのかかわりを学ぶことができる継続的な活動の場を提供したり、引きこもりがちな青少年など悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験等の体験活動の機会を提供し、社会参加のきっかけをつかむことができる取組を推進する。

（4）子どもの学びを支援する

- ・ 子どもたちに「確かな学力」、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進する。このため学校運営や学区の弾力化等による魅力ある公立学校づくり、総合学科や単位制高等学校等の特色ある高等学校づくりを進める。保護者会の夜間開催、PTA活動への働く親の参加促進など、学校に地域住民が参加しやすい環境を整備する。

〔仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し〕

（5）企業等におけるもう一段の取組を推進する

- ・ 次世代法に基づく、仕事と子育ての両立等に関し企業における自主的な取組の促進を図るための一般事業主行動計画の策定・実施を支援するとともに、同法に基づく基準に適合する一般事業主の認定制度の活用を促進する。さらに、次世代法の認定企業を中心に行動計画の内容や達成状況を自主的に公表することを促す。特定事業主に関しては、自らの行動計画を公表するとともに、国においてはその実施状況を公表し、地方公共団体等に対してその実施状況の公表を促す。
- ・ 企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標の周知・広報等により、仕事と育児が両立できるような様々な制度を持ち多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業（ファミリー・フレンドリー企業）の普及促進を図る。

(6) 育児休業制度等についての取組を推進する

- ・ 一定の場合における1歳6か月までの育児休業期間の延長や子どもの看護休暇制度の創設などにより、仕事と子育ての両立支援等をより一層推進する。
- ・ 育児休業取得率等についての社会全体での目標値の達成に向け、男性も育児休業を取得できることを含めた普及啓発等に取り組む。また、安心して就業が継続できるようにするため、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置の導入を図る。さらに、子どもの看護休暇の取得促進を図る。

- ・ 男性の育児休業取得率 10%
(平成14年度実績 0.33%)
- ・ 女性の育児休業取得率 80%
(平成14年度実績 64%)
- ・ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率 25%
(平成14年度実績 9.6%)

- ・ 育児休業取得後などに安心して就業が継続できるようにするため、職業能力の維持、向上のための措置等の実施を一層推進する。

(7) 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

- ・ 男性労働者が子育てのための休暇等（育児休業・看護休暇・年次休暇等）を取得しやすくするための取組（例えば、男性の子育て参加のための父親プログラムを労働者自ら作成し、職場全体でプログラムの実施をサポートする取組など）の普及を図る。

(8) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

- ・ 年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減等により、年間総実労働時間1,800時間の達成・定着を図るとともに、フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度の普及を図る。
- ・ 「ワークシェアリングに関する政労使合意」

(平成14年3月29日厚生労働大臣・日本経営者団体連盟会長・日本労働組合総連合会会長合意)に基づき、政労使が一体となって、制度導入に当たっての問題点に対する解決策の検討などワークシェアリングの環境整備等に早期に取り組む。業種別に短時間正社員等の多様な働き方に係るモデルの開発・普及等により、「多様就業型ワークシェアリング」の普及を促進する。

- ・ ITを利用したテレワーク推進のため普及啓発を図る。
- ・ パートタイム労働法に基づく指針におけるパートタイム労働者の働き方に見合った均衡処遇の考え方の普及を促進する。
- ・ 働く者が生涯を通して仕事と生活の調和のとれた働き方を実現できるよう、より一層柔軟な働き方を可能とする環境の整備を始め、雇用制度全般にわたる見直しを行い、法的整備を含め所要の措置を検討する。
- ・ 公務員について、公務運営の維持に配慮した上で、フレックスタイム制、短時間勤務制、裁量勤務制等の多様な勤務形態の導入について検討を進め、これを踏まえた適切な対応を行う。また、民間企業の状況を踏まえつつ、小学校就学始期までの子どもを養育する公務員に対する仕事と子育ての両立支援策について検討する。

(9) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

- ・ 男女雇用機会均等法に基づく妊娠・出産等を理由とした解雇の禁止や通院休暇等の母性健康管理の措置、労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定の周知徹底を図るとともに、職場における固定的な性別役割分担意識の解消、職場内で仕事と家庭の両立を尊ぶ職場風土の形成、職場慣行の是正に向けた啓発活動を行う。

(10) 再就職等を促進する

- ・ 育児等を理由として退職し、再就職を希望する者に対して、情報提供やキャリアコンサルタント等による相談の実施、育児時間に配慮した

職業訓練の推進等、再就職準備のための計画的な取組が行えるようきめ細かい総合的な再就職支援策の強化を図るとともに、出産や子育てのために退職し、退職の際、将来、再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する再雇用特別措置を促進する。

- ・ 就業の意欲と能力がありながら育児等の負担のためにすぐには就職できない者等に対し育児・家事等と就職の両立を支援することを目的とした「両立支援ハローワーク」において、職業情報の提供、ガイダンスの実施、多様な職業紹介の実施等による再就職の援助を推進する。

〔生命の大切さ、家庭の役割等についての理解〕

(11) 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る

- ・ 中・高校生等が、保育所、児童館、乳幼児健診の場等に参加し、乳幼児とふれあう機会を広げる取組を進めたり、中・高校生等のボランティアベビーシッターの育成を図ること等により、子どもや家庭の大切さを理解できるようにする。

(12) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める

- ・ 家庭、学校、地域などにおいて、子どもを生き、育てることの喜びや意義、生命の尊厳、命の継承の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めるようにする。また、学校教育において、発達段階に応じて、少子化社会の問題とその対応についての理解を深めるようにする。

(13) 安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める

- ・ 家庭、学校、地域、職場などにおいて、本大綱の目的についての理解を深めるとともに、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を深めるようにする。
- ・ 家庭を築き、子どもを生み、育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進める。

〔子育ての新たな支え合いと連帯〕

(地域における子育て支援)

(14) 就学前の児童の教育・保育を充実する

- ・ 待機児童ゼロ作戦の実施により、待機児童の多い都市を中心に、計画的に保育所等の受入児童数の増大による待機児童の解消のための取組を進める。待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、保育所分園の設置促進、園庭を付近の広場・公園で代用可とする扱い等の設置基準の弾力化等の規制緩和措置などを通じて、質の高い認可外保育施設の認可保育所への転換を促進するとともに、保育事業に多様な主体が参入しやすくなるよう条件整備に努める。地域の実情に応じ、PFI方式の活用、公有財産の貸付けや公設民営方式の活用により、多様な事業者の能力を活用した保育所の設置運営を促進する。
- ・ 公立保育所における延長保育の民間保育所並みの実施を目指し、一時保育、休日保育等多様なサービスのより一層の充実を図るとともに、送迎サービスの推進、病気回復期のため集団保育が困難となる間の一時預かり等の事業等の推進を図る。また、幼稚園における預かり保育等の子育て支援の推進を図る。
- ・ 複数企業間での共同設置を含め、事業所内託児施設の設置について、経済的支援や設置の手引き、先進事例の紹介などにより、推進する。
- ・ 保護者や地域の実情に応じ、幼稚園と保育所のそれぞれの特性を活かしつつ、多様な教育・保育を提供できるよう、職員資格の併有や施設設備の共用など、幼稚園と保育所の連携を進めるとともに、就学前の教育・保育と小学校との連携も進める。
- ・ 就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成16年度中に基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施し、平成18年度からの本格実施を目指す。
- ・ 幼稚園及び保育所の教育・保育の内容の充実

を図りつつ、利用者の選択にも資するよう、情報公開を促進するとともに、保護者や地域住民の意見を踏まえ、自己点検評価や第三者評価を推進する。

(15) 放課後対策を充実する

- ・ 放課後児童クラブや地域のすべての児童に活動の場所を確保する事業など、小・中学生の放課後の受入体制を、大都市周辺部を中心に整備する。利用者のニーズや地域の実情に応じ、民間主体や地域の人材の活用により効果的な放課後対策の取組を推進する。

(16) 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

- ・ 子育て中の親子が集まって相談、情報交換、交流ができる「つどいの広場」や、子育てサークル支援や育児相談を行う「地域子育て支援センター」等について、余裕教室等公共施設の余裕空間や、商店街の空き店舗なども活用しつつ、身近な場所での設置を推進する。
- ・ 子どもの育ちの段階に応じ、地域の幼稚園、保育所や児童館などを使った多様な子育て講座、親子教室、相談事業など、親が子育ての知識や考え方を身に付け、安心して子育てに取り組めるよう「親と子の育ちの場」の提供を進める。
その際、行政と子育て支援団体との連携に留意するとともに、時間設定において働く親への配慮や、託児など子どもを連れた親への配慮をする。
- ・ 子育て家庭が適切に必要なサービスを選択できるようにするため、市町村ごとに「子育て支援総合コーディネーター」を配置する。また、子育て中の親の気軽な相談相手となる「子育てサポーター」のリーダーとなる人材等の養成を行う。
- ・ 子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を推進する。

(17) 家庭教育の支援に取り組む

- ・ 基本的倫理観や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援するため、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供を行うとともに、家庭教育に関する相談体制の整備等に取り組む。
その際、行政と子育て支援団体との連携や、家庭教育手帳の活用に留意するとともに、父親の家庭教育への参加、時間設定において働く親への配慮や、託児など子どもを連れた親への配慮をする。

(18) 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

- ・ NPOなどの民間団体による地域住民の主体的な子育て支援活動を支援し、地域の高齢者などを含め、地域住民の力を積極的に活用するとともに、世代間交流を促進する。

(19) 児童虐待防止対策を推進する

- ・ 児童虐待の発生を予防するため、産後間もない時期からの一般の子育て支援を充実するとともに、地域からの孤立や育児不安など養育支援が必要となりやすい状況にある家庭を把握し、訪問支援する取組を推進する。
- ・ 児童虐待を早期に発見し対応するため、児童相談所や市町村、学校等の関係機関の機能を強化するとともに、虐待防止ネットワークの設置促進など相互の連携による取組を推進する。
- ・ 児童虐待を受けた子どもについて、保護や自立の支援、親子の再統合の促進への配慮、良好な家庭的環境で生活するための支援を行うため、里親の拡充や施設等の充実、適切な教育の確保、家族も含めた在宅支援の強化を図るとともに、居住の場所の確保、進学や就業の支援など自立を支援するための施策を講じる。また、虐待を受けた子どものケアや虐待を行った保護者の指導・支援の在り方等の調査研究等を進める。

(20) 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

- ・ 母子家庭及び父子家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、母子家庭等の子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を総合的に推進し、自立を支援する。
- ・ 障害児の健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供し、豊かな地域生活を送ることができるようデイサービス等の充実を図るとともに、家族に対する支援を行う。
- ・ 発達障害に対して相談・助言等を行う自閉症・発達障害支援センターの整備を進めるとともに、関係機関の連携により、早期発見と診断、相談支援、治療・教育支援、地域生活支援、就労支援等の幼児期から成年に至るまでの継続した支援を行う。
- ・ 小児慢性特定疾患対策について、治療法の進歩など事業を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、法律上位置付けるとともに、制度の改善・重点化を図り、新たな小児慢性特定疾患対策を確立する。

(21) 行政サービスの一元化を推進する

- ・ 地方公共団体における子ども関連施策を担当する部署の横断的連携の仕組みを作り、窓口や情報の一本化を図るなど、一元的な行政サービスの実施を促進する。

(子どもの健康の支援)

(22) 小児医療体制を充実する

- ・ 病院小児医療の不採算、医師の過重労働等の構造的問題を解決し、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制を含め、小児医療の充実を図る。そのため、小児科・産科医師の確保・育成を図るとともに、小児医療についての診療報酬上の評価についても引き続き検討を行う。卒後臨床研修における小児科研修の必修化を踏まえ、小児科研修の充実を図る。研修科目全般の見直

しの中で小児科を初期研修の基本研修科目とする方向で検討する。医療機関において臨床心理士、保育士など小児医療を支援する職種の十分な確保や、児童福祉、教育など関係機関との十分な連携体制の整備を図る。

(23) 子どもの健康を支援する

- ・ 子どもの食生活の支援マニュアルの開発や「食生活指針」の推進などにより、「食育」の普及を図る。
- ・ 家庭内等における子どもの事故予防のための調査研究等を推進する。
- ・ こころの健康づくり対策として、医師、保健師等を対象に、児童思春期における心の問題に対応できる専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター等において、児童思春期の専門相談の充実を図る。
- ・ 性に関する健全な意識の涵養と正しい理解の普及、相談等の取組を図るとともに、子どもの心身の発達に関する研究活動を推進する。

(妊娠・出産の支援)

(24) 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

- ・ 妊娠・出産に関する相談、妊産婦が利用しやすいサービス提供など、妊娠・出産に関する総合的な支援体制を充実するとともに、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図る。また、危険な状態にある妊産婦や未熟児等に対応するため、周産期医療のためのネットワーク整備など、周産期医療体制を充実するとともに、診療報酬上の評価についても引き続き検討を行う。

(25) 不妊治療への支援等に取り組む

- ・ 不妊に関する総合的な相談等を行う「不妊専門相談センター」の都道府県ごとの整備を進めるとともに、不妊治療に関する情報提供を充実する。心理的な負担になることのないよう配慮しつつ、不妊治療の倫理面・技術面、医療機関

の体制整備などの課題に取り組むとともに、不妊治療への経済的支援を行う。不妊を取り巻く要因など不妊に関する研究の取組を進める。また、子どもに恵まれない人で子育てを希望する者に対し、里親制度等の周知等を図る。

(子育てのための安心、安全な環境)

(26) 良質な住宅・居住環境の確保を図る

- ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進や、持ち家に係る融資制度や税制優遇措置の活用、公共賃貸住宅における地域の実情に応じた多子世帯の優先入居制度の活用を通じ、二世帯住宅を含め多様な居住形態に対応しつつ、子育てに適した住宅の確保を支援する。また、通勤時間の短縮にも資するよう、建築規制の特例措置の活用による都心型住宅の供給促進や、総合的な住宅市街地の再生・整備により職住近接を推進するほか、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援施設との一体的整備を推進する。さらに、シックハウス対策を推進する。

(27) 子育てバリアフリーなどを推進する

- ・ 妊婦、子ども及び子ども連れの人が利用する建築物、公共交通機関及び公共施設等について、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、ベビーベッド等の設置されたトイレの整備を男性による利用にも配慮しながら促進する。また、各種施設における、妊婦や乳幼児連れの人も利用できる駐車施設の建物入口近くへの確保を促進する。
- ・ 「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、公共交通機関や宿泊施設等のバリアフリー状況についての情報提供を推進するとともに、子育てバリアフリーの普及啓発を図る。
- ・ 劇場、レジャー施設など多くの者が利用する公共的施設・機関において、子ども連れ家族の優先的な入館や料金割引サービスの普及を促進するため、関係省庁の協力の下に関係業界等に対して要請する。乳幼児同伴の利用者等に対応した、区画された観覧室の設置など、子ども連

れ家族が劇場、ホールに来やすい環境の整備を促進する。

- ・ 妊婦、子ども及び子ども連れの人が安全にかつ安心して通行することができる道路交通環境を整備する。
- ・ 建築物、公園等の施設等に関する安全対策を推進し、妊婦、子ども及び子ども連れの人が、安全にかつ安心して利用できる環境を整備する。
- ・ タクシー事業者と子育て支援センター等が連携し、安全で安心して利用できる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS（スペシャル・トランスポート・サービス））の普及を推進する。
- ・ 育児負担の軽減等に役立つ製品の研究開発を推進するとともに育児にかかる製品の安全性の確保を図る。

(経済的負担の軽減)

(28) 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

- ・ 児童手当について、支給対象年齢を就学前から小学校第3学年修了前までに引き上げる。
- ・ 個人所得課税において、人的控除の基本構造の見直しに際し、児童などに対して扶養控除を集中することを含め幅広く検討する。

高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条の規定に基づき、高齢社会対策の大綱を別紙のとおり定める。

これに伴い、「高齢社会対策の大綱について」（平成8年7月5日閣議決定）は、廃止する。

(別 紙)

第1 目的及び基本姿勢

1 大綱策定の目的

我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、経済社会の重層的な転換とあいまって国民生活に広範な影響を及ぼしている。今後、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行する。

こうした中で、国民の一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会を確立していくためには、経済社会のシステムがこれからの高齢社会にふさわしいものとなるよう不断に見直し、個人の自立や家庭の役割を支援し、国民の活力を維持・増進するとともに、自助、共助及び公助の適切な組合せにより安心できる暮らしを確保するなど、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図る必要がある。

このため、高齢社会対策基本法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この大綱を定める。

2 基本姿勢

高齢社会対策は、法第2条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

- ① 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- ② 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- ③ 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利活動団体）、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進するものとする。

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面

でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

(2) 予防・準備の重視

高齢期における健康面、経済面、社会関係等に係る問題について、そのような問題が生じてから対処することにとどまらず、国民の生涯にわたる施策の体系的な展開を図るものとする。特に、若年期から資産形成、健康づくり、学習、社会参加等に取り組み、高齢期における問題を予防し、老後に備えるという国民の自助努力を支援するものとする。

(3) 地域社会の機能の活性化

高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、地域の高齢化の状況、都市・農山漁村の別その他の社会的・経済的特性に応じて、必要な条件整備を図るものとする。

(4) 男女共同参画の視点

高齢期の男女差、特に男性より平均余命の長い女性高齢者の暮らし方、経済状況、健康問題等の実態を踏まえ、生涯を通じて男女が生き生きと安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立って施策を推進するものとする。

(5) 医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用

医療・福祉、情報通信等に係る先端的な科学技術の成果が、高齢者にも広く行き渡るよう、研究開発及び活用の両面での条件整備を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

高齢社会対策の一層の推進を図るため、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎える十数年後を念頭に置き、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を次のとおり設定し、関連施策の総合的な推進を図るものとする。

1 多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援

高齢者の多様性に配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するものとする。

高齢期の自立支援に当たっては、高齢者が様々な生き方を主体的に選択することができるよう、配慮するものとする。特に、今後は、高齢期においても活動的で年齢にとらわれずに多様なライフスタイルを実践したいとする者が増えるとともに、一人暮らしや要介護等の高齢者も増えることが予想されることを踏まえ、これらの者に対応した施策の展開を図るものとする。

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としてい

る年齢が適切かについて、見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害の問題については、関係機関の連携により積極的な対応を行うものとする。

さらに、加齢による身体機能の低下にかかわりなく、国民が快適に暮らすことを可能にするため、ユニバーサルデザインの普及を促進するものとする。

3 世代間の連帯強化

高齢者と若い世代の連帯を強化するため、次の取組を行うものとする。

家族における世代間の関係については、国民がその家族構成等に応じて世代間で連帯していくことができるよう、必要な条件整備を図るものとする。

また、社会保障制度等における世代間の関係については、より世代間に公平なものとなるように給付と負担の均衡を図るとともに、負担能力のある者には、年齢にかかわらず、能力に応じ公平に負担を求めるものとする。あわせて、教育又は社会参加の場を通じて、社会保障制度等を支える世代間の連帯の意識を若い世代に育むため、その環境整備を図るものとする。

さらに、就業その他の多様な社会的活動への高齢者と若い世代の共同参画を促進するとともに、世代間の交流の活性化を図るものとする。

4 地域社会への参画促進

高齢者の地域社会への参画を促進するため、シルバー人材センターやNPO等の活動基盤の整備及び地域に密着した起業の円滑化の環境整備を図るものとする。

また、誰もが活動しやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共交通機関、道路、交通安全施設、公共施設、住宅等の生活環境のバリアフリー化を推進するものとする。

さらに、就業世代を含め生涯を通じた地域社会への参画を促進するため、働き方の多様化・柔軟化、労働時間の短縮、職住近接のまちづくり等を進めるものとする。

これらの横断的な取組の推進に資するため、加齢又は高齢社会に係る政策に関する学際的な研究及び評価を推進するものとする。

第3 分野別の基本的施策

上記の高齢社会対策の推進の基本的在り方を踏まえ、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境等の分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針を次のとおり定め、これに沿って施策の展開を図るものとする。

1 就業・所得

高齢化が急速に進展する中で、経済社会の活力を維持するため、高齢者がその知識と経験をいかして経済社会の担い手として活躍することができるよう、雇用・就業環境の整備を図る。

特に、労働力人口の構成の高齢化や公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、原則として希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう、定年の引上げや継続雇用制度の導入等による安定的な雇用の確保を図る。

勤労者が、職業生活と家庭や地域での生活

とを両立させつつ、職業生活の全期間を通じて能力を有効に発揮することができるよう、職業能力の開発、労働時間の短縮、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の一層の確保、育児・介護休業制度の普及などの施策を推進する。

職業生活からの引退後の所得については、国民の社会的連帯を基盤とする公的年金を中心とし、これに職域や個人の自助努力による企業年金、退職金、個人年金等の個人資産を適切に組み合わせて、その確保を図る。

(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保

ア 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

65歳までの安定的な雇用を確保するため、事業主に対し、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等について啓発・指導を行う。あわせて、これらの措置の実施及び賃金・人事処遇制度の見直しその他諸条件の整備に係る相談・援助などを実施するとともに、高齢者の雇用に関する各種助成金制度や給付制度の効果的な活用を図る。

加齢に伴う心身機能の変化を考慮して、労働災害の防止、健康の保持増進及び職場環境等の改善を図る。

イ 中高年齢者の再就職の援助・促進

定年、解雇等により離職する中高年齢者が円滑に再就職できるよう、事業主に対し、再就職援助計画制度を活用した在職中からの再就職の援助について指導・援助を行うとともに、離職予定者に対し、的確な職業相談及び職業紹介を行う。

離職した中高年齢者については、失業期間中の生活の安定を図るため雇用保険を支給しつつ、その早期再就職が可能となるよ

う、効果的な職業相談及び職業紹介を行うほか、職業能力開発、求人開拓、雇用情報提供等を実施する。

ウ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高齢期においては、健康、体力面での個人差が拡大するとともに、就業ニーズが多様化することから、多様な形態による雇用・就業機会の確保を図る。

特に、地域において、退職後に、臨時的・短期的な就業等を希望する高齢者に対し、就業機会を提供するため、シルバー人材センター事業について、実施地域の拡大等積極的な展開を図る。また、同事業において、高齢者の生活支援や介護サービスの提供を推進する。

その他、勤労者が高齢期及び引退後の生活設計に向けての準備を行えるよう、必要な情報を提供するとともに、事業主による援助を促進する。

エ 起業の支援

自らの職業経験を活用すること等により、高齢者が事業を創設し、継続的な就業機会を創出することができるよう、起業の意欲を有する高齢者に対して相談・援助等の支援を行う。

オ 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

中高年齢者の再就職の大きな障壁となっている募集・採用における年齢制限の緩和に向け、事業主が適切に対処するための指針に基づき、公共職業安定所が主体となって年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう事業主に対する啓発・指導を行う。

さらに、将来的には年齢にかかわらず働ける社会を実現することが必要であり、我が国の雇用慣行にかかわる大きな問題と

して、国民各層の意見を幅広く聴きながら、当該社会の在り方やそのための条件整備について検討する。

(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

勤労者が職業生活の全期間を通じてその能力を発揮できるようにするためには、企業主導の職業能力開発に加え、個人主導の職業能力開発を推進する必要がある。

このため、民間教育訓練機関、事業主、大学、NPO等のあらゆる教育訓練資源の活用による多様な教育訓練機会の確保・創出、キャリア・コンサルティング等を通じたキャリア形成支援の推進、幅広い職種を対象とした包括的な職業能力評価制度の整備、能力開発に関する情報の収集・提供体制の整備等を推進する。

イ ゆとりある職業生活の実現等

政府目標である年間総実労働時間1,800時間の達成・定着のため、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減に重点を置いて、引き続き労働時間短縮の促進に取り組み、高齢者・女性を含めたすべての勤労者に働きやすい職場環境づくりを図る。

さらに、リフレッシュ休暇の普及を促進するとともに、勤労者が退職後を含めボランティア活動へ参加するためのきっかけをつくり、実際の活動に結びつけるシステムを構築する。

ウ 雇用・就業における女性の能力発揮

雇用・就業において女性が能力を十分に発揮できるよう、男女の均等な機会及び待遇の一層の確保を図るほか、女性のニーズに対応した職業紹介や職業訓練、農林漁業

経営への女性の参画の促進などの施策を推進する。

エ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

育児休業、介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくり、育児や介護をしながら働き続けやすい環境の整備などを進め、仕事と育児・介護とを両立することができる雇用・就業環境の整備を図る。

オ 多様な勤務形態の環境整備

パートタイム労働や派遣労働など多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、情報通信を活用した遠隔型・職住近接型勤務形態の普及推進を図る。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

公的年金制度については、高齢化が急速に進行する中で、高齢期の生活の基本部分を確実に支えるという機能を将来にわたって担っていくことができるよう、遠い将来の老後の収入を世代間扶養により確実に支える合理的な仕組みであることなど、制度の基本的な考え方と重要性について広報、普及を行うとともに、平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて、世代間の給付と負担の均衡を図り、お互いが支え合う、持続可能で安心できる制度の確立を図る。

その際、将来世代の負担を過重なものとしなため、現在行われている年金保険料の引上げの凍結を早期に解除することができるように取り組む。また、基礎年金については、国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）附則第2条において「給付水準及び財政方式を含めてその

在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図る」とされており、この規定をどのように具体化していくかについて、安定した財源確保の具体的方策と一体として鋭意検討する。

イ 個人のライフスタイルの選択に中立的な公的年金制度の構築

パートタイマーの増加など就業形態の多様化や女性のライフスタイルの変化などに対応し、就業など個人のライフスタイルの選択によって不合理な取扱いが生じない制度への見直しを進める。

ウ 公的年金制度の一元化の推進

公的年金制度の一元化については、就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月16日閣議決定）に則し、その更なる推進を図る。

(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

企業年金、国民年金基金、確定拠出年金といった公的年金の上乗せの年金制度については、公的年金を補完し、国民の多様なニーズに応じた自助努力による老後の所得確保を支援するものとして重要な役割を担っている。新たに導入された確定拠出年金の円滑な普及・活用を図るとともに、平成13年6月に成立した確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づき、適格退職年金から他の制度への円滑な移行を図る等企業年金の受給権の保護を図る。

イ 退職金制度の改善

高齢化が進展する中、退職金制度が老後

の所得保障として果たす役割は依然として大きいことにかんがみ、退職金の保全を図る等の観点から、社外積立型の制度の導入等を促進する。さらに、中小企業における退職金制度の普及促進を図る。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

ゆとりある高齢期の生活に資するため、高齢期の所得の安定を目的とする金融商品等の開発、各種金融サービス等の充実を通じて自助努力による資産形成を促進するとともに、勤労者の在職中からの計画的な財産形成を引き続き促進する。

あわせて、高齢者の有する資産を活用して高齢期の生活資金を賄う方法について環境整備を推進する。

また、判断能力が不十分な高齢者の安全な財産管理の支援に資する成年後見制度の周知を図る。

2 健康・福祉

若年期からの健康づくりによって高齢期に至っても長く健康を保つようにし、健康を害してもできるだけ回復に努め、健康を損なっても悪化を防いで日常生活の維持を図り、健やかで充実した生活を確保し、長寿を全うできるよう、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進する。

高齢者介護については、介護を国民皆で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度の着実な実施を図り、その定着を図る。また、平成12年度から開始されている「ゴールドプラン21」を着実に実施することにより、質の高い介護サービス基盤の整備を図るとともに、今後急増が見込まれている痴呆性高齢者の支援対策等を推進する。

また、今後の高齢社会においても、安心し

て良質な医療を受けることができるよう、医療の質を保ちながら老人医療費の伸びを適正なものとしつつ、老人医療費を世代間、医療保険制度間で公平に分担していく仕組みへと高齢者医療制度を再構築する。

さらに、活力ある高齢社会の構築には少子化への対応が重要であることから、子育てを支援するための施策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

栄養・食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の若年期からの見直しを行うことにより、健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進する。個人による選択を基本とした、国民の主体的な健康づくりを支援するため、十分かつ的確な情報を提供するとともに、社会全体として支援する環境の整備を図る。また、性別、年齢別等の差異を踏まえ、科学的根拠に基づいた目標を設定し、目標を達成するための活動の成果を適切に評価し、その後の健康づくりに反映させる。

このような健康づくり対策を進めていくため、普及啓発や調査研究の推進を図るとともに、健康づくりに関連する関係機関、民間団体等が相互に協力し、連携して推進する体制を整備し、地域における具体的な健康づくりに関する計画が策定されるよう支援する。さらには、事業場における健康保持増進措置など勤労者の健康管理等の実施を促進することはもとより、地域及び職域における保健サービスにおいて、相互の連携を円滑に進めるための共通の基盤づくりを推進する。

イ 健康づくり施設の整備等

生涯にわたる健康づくりに資するため、地域における健康づくり施設の整備等を推進するとともに、自然とのふれあいの中で健康づくりができるよう、必要な施設等の整備等を推進する。あわせて、健康づくりの支援の役割を担う人的資源の確保を図る。

ウ 介護予防の推進

高齢者が寝たきりなどの要介護状態になったり、要介護状態が更に悪化したりすることがないように、介護予防施策の推進を図る。

(2) 介護保険制度の着実な実施

介護を国民皆で支え合うことにより要介護高齢者等の自立を支援する制度として創設された介護保険制度の着実な実施を図る。また、その実施状況を踏まえ、運用面において必要な改善を行うこと等により、制度の定着を図る。

また、介護保険の関連施策として、一人暮らし高齢者の生活支援等の施策の充実を図る。

(3) 介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

地方公共団体における介護保険事業計画等の状況を踏まえ、「ゴールドプラン21」に基づき、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進める。

このため、訪問介護員、介護福祉士等の人材の養成確保を図るほか、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護関連施設の整備を進める。

また、福祉用具・住宅改修の適切な普

及・活用の促進を図る。

あわせて、介護労働者の雇用管理の改善、公共職業安定所及び民間による労働力需給調整機能の強化などを図る。

イ 介護サービスの質の向上

高齢者介護サービスを担う介護支援専門員、訪問介護員、介護福祉士等の資質の向上を図るとともに、利用者が介護サービスを適切に選択し、良質なサービスを利用できるよう、情報通信等を活用した事業者の情報公開等を進める。

また、特別養護老人ホームの全室個室・ユニットケア化を進めるとともに、介護施設における身体拘束廃止に向けた取組を推進する。

ウ 痴呆性高齢者支援対策の推進

今後急増が見込まれる痴呆性高齢者に対する支援を図るため、痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を進めるとともに、痴呆介護に関する研究、専門職の養成、研究・研修のためのネットワークの整備など痴呆介護の質的な向上を図る。また、痴呆性高齢者の相談体制や権利擁護の仕組みを充実させる。

(4) 高齢者医療制度の改革

ア 対象年齢・公費負担の見直し

高齢者医療については、後期高齢者に施策を重点化する観点から、新しい高齢者医療制度が創設されるまでの間、現行制度の対象年齢を75歳以上とするとともに、公費負担割合を引き上げる。

その際、対象年齢の引上げに伴い一般医療の対象となる70歳から74歳の者の患者負担については、75歳以上の者と同様の取扱いとなるよう配慮する。

イ 患者負担の見直し

高齢者医療については、低所得者に配慮しつつ完全定率（1割）負担とするとともに、一定以上の所得の者に対しては応分の負担とする。

ウ 医療費総額の伸びの適正化

医療費、特に高齢者人口の増を大きく上回って増加する老人医療費について、その伸びを適正なものとするよう、伸び率抑制のための指針を定め、その指針を遵守できるような方策を検討し、実施するものとする。

エ 新しい高齢者医療制度の創設

高齢者医療制度については、高齢化のピーク時を視野に入れて、その基本的性格、財源構成、介護保険との関係、中心的な論点となっている拠出金の取扱い等について論議を進め、できるだけ速やかに新たな制度創設の実現を目指す。

オ 医療提供体制の改革

医療提供体制については、限られた資源を最も有効に活用できる体制を構築し、情報の開示に基づく患者の選択を尊重しながら、医療の質の向上と効率化を図り、国民の医療に対する安心と信頼を確保する。

(5) 子育て支援施策の総合的推進

少子化に的確かつ迅速に対応し、我が国を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会としていくため、多様で良質な保育サービスや母子保健医療体制の充実など、子育て支援のための施策を総合的に推進する。特に、保育所の受入れ児童数の計画的な増加を図る待機児童ゼロ作戦の推進、幼稚園における子育て支援の充実、放課後児童の受入れ体制の整備等を重点的に進める。

なお、健康・福祉に係るサービスに対する需要に的確にこたえるとともに、サービスの質の向上と効率化を図るため、民間事業者やNPO法人（特定非営利活動法人）など多様な主体の参入を促進するとともに、その健全な育成及び活用を図る。また、身近な地域においてサービスを総合的に提供する体制を確立するとともに、住民相互の支え合いの仕組みづくりを進めるため、地方公共団体による地域福祉計画の策定を支援する。

3 学習・社会参加

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとするNPO等やシルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、

基盤の整備を図る。

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

生涯学習社会の形成を目指し、学習機会の体系的整備を図るため、社会教育施設、高等教育機関等の関係機関及び民間団体等との連携を図りつつ、生涯学習を総合的に推進する体制を整備することとし、地域における連携を図るための会議の開催、総合的推進に必要な基本計画等の策定などを推進する。

また、生涯学習の機会の提供に係る基盤の整備として、生涯学習に関する普及・啓発、情報提供・相談体制の充実、指導者の確保及び資質の向上を図るとともに、学習成果の適切な評価の促進を図る。

イ 学校における多様な学習機会の確保

初等中等教育機関においては、地域等との連携を図りつつ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等による高齢者との交流等を通じて、介護・福祉などの高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める。

また、大学等の高等教育機関においては、社会人に対する高度で実践的な学習機会の提供を図るため、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施などの取組を促進するとともに、放送大学の学習環境の整備・充実を図る。

さらに、地域住民を対象とする開放講座の開催、余裕教室を活用した社会教育の実施など学校の教育機能や施設の開放を促進する。

ウ 多様な学習機会の提供

多様化・高度化する国民の学習ニーズに対応するため、民間事業者の健全な発展の

促進を図るとともに、公民館、図書館、博物館等における社会教育の充実、美術館等における文化活動の推進、スポーツの振興などにより、情報通信も活用しつつ、生涯にわたる多様な学習機会の提供を図る。

エ 勤労者の学習活動の支援

勤労者が一定期間職場を離れて学習活動を行うことのできる体制を整備するため、有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、自発的に職業能力の開発・向上に取り組む勤労者個人を直接支援する施策を推進する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

活力ある地域社会の形成を図るとともに、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の社会参加活動を促進する。

このため、情報通信等も活用して高齢者と若い世代との交流の機会を確保し、ボランティア活動を始めとする高齢者の自主的な活動を支援するとともに、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを行う。

また、国際交流の進展に伴い、高齢者等の能力を広く海外において活用するため、高齢者、退職者等の専門的知識・技術を海外技術協力等に活用した事業を推進する。

さらに、高齢者の利用に配慮した余暇関連施設の整備、既存施設の有効活用、利用情報の提供、字幕放送等の充実などにより、高齢者がレクリエーション、観光、趣味、文化活動等で充実した時間を過ごせる条件を整備する。

イ NPO等の活動基盤の整備

誰もが気軽にボランティア活動を始めとするNPO等の活動に参加できるようにするために、地域における関係機関又は民間団体相互の効果的な連携を図りつつ、活動の基盤を整備する。

このため、ボランティア活動に関する広報・啓発、情報提供、相談、登録・あっせんの体制を整備し、入門講座や体験事業などを実施する。

また、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター等の養成・研修を実施するとともに、ボランティア活動の拠点を確保する。

さらに、団体として活動できる基盤を整備するため、NPO法人制度の普及・活用等を推進する。

4 生活環境

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。そのため、居住水準の向上を図り、住宅市場の環境整備等を推進するとともに、親との同居、隣居等の多様な居住形態への対応を図る。また、高齢期における身体機能の低下に対応し自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、福祉施策との連携により生活支援機能を備えた住宅の供給を推進する。

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地

域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図る。

さらに、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の形成のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

ア 良質な住宅の供給促進

安定したゆとりある住生活の基盤となる良質な住宅ストックの形成に向け、平成27年度を目途に全国で3分の2の世帯が、また、すべての都市圏で平成22年度を目途に半数の世帯が誘導居住水準を確保できるよう努める。また、特に、大都市地域の借家居住世帯に重点を置いて、最低居住水準未満の世帯の解消に努める。

このため、持家については、若年期からの計画的な取得・改善努力への援助等を推進する。借家については、良質な民間賃貸住宅の供給を促進するための支援制度の活用等を図るとともに、公共賃貸住宅の適切な供給に努める。さらに、高齢者の住宅資産の活用の観点も含め、中古住宅市場、住宅リフォーム市場等、住宅市場の環境整備等を推進する。

イ 多様な居住形態への対応

持家における親との同居等のニーズに対応するため、融資制度の活用等により同居等に適した住宅の建設及び増改築を促進する。

また、高齢者の賃貸住宅への円滑な入居を確保するため、高齢者の入居を受け入れ

る住宅の登録制度の普及・活用を推進する。

さらに、高齢者世帯向けの公共賃貸住宅の供給を図るとともに、公共賃貸住宅の供給に当たり親との同居、隣居、血縁に基づかない共同居住等のニーズへの対応を図る。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

高齢者等に配慮した住宅ストックの形成に向け、平成27年度において、手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの割合を全住宅ストックの2割とするほか、同年度までに、居住者の個別の事情に応じたバリアフリーリフォームがなされた住宅ストックを新たに2割形成することを目標とする。

このため、高齢者の居住する住宅の設計に係る指針の普及、融資制度の活用等により、高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改良の促進を図る。また、高齢者の身体機能の低下に配慮した仕様の公共賃貸住宅の建設及び改良を推進するとともに、民間活力を活用した高齢者のための良質な賃貸住宅の供給を促進するための支援制度の活用を図る。

また、住宅と福祉の施策の連携強化を図り、生活支援サービスの提供を行う高齢者向け住宅の供給、生活支援施設を併設した公共賃貸住宅団地の整備などを推進する。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推

進するとともに、職住近接のまちづくりを推進する。また、日常生活に必要な様々な支援を行う輸送サービスの促進を図る。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

駅等の交通ターミナルにおけるエレベーターの設置等高齢者を含むすべての人の利用に配慮した施設・車両の整備の促進などにより公共交通機関のバリアフリー化を図る。

また、ユニバーサルデザインに配慮した道路に関する基準等を整備し、幅の広い歩道の整備等を通じてバリアフリーな歩行空間ネットワークの形成を図る。

さらに、高齢者が交通量の多い道路でも安全に横断でき、また、安心して自動車を運転し外出できるよう、バリアフリー対応型の信号機の整備、道路標識等の大型化、高輝度化の推進等の道路交通環境の整備を進める。

ウ 建築物・公共施設等の改善

病院、劇場等の公共性の高い建築物のバリアフリー化の促進を図るとともに、窓口業務を持つ官庁施設等を高齢者はもとより、すべての人の利用に配慮した仕様とすることを推進する。

エ 福祉施策との連携

福祉・医療施設の市街地における適正な立地の計画的誘導、公園との一体的整備を進めるとともに、施設周辺の基盤の整備を図るなど、福祉施策と連携したまちづくりを推進する。また、農山漁村において、ほ場整備等による福祉・医療施設の用地の創出、農園等との一体的整備を図る。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

高齢者の交通事故の防止を図るため、高齢者に配慮した交通安全施設の整備、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、高齢ドライバーを対象とした適性診断の実施、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）の養成、各種の普及啓発活動の推進等による高齢者への交通安全意識の普及徹底を図る。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

犯罪、痴呆症等によるはいかに伴う危険、人権侵害、悪質商法等から高齢者を保護するため、各種施策を推進するとともに体制の整備を図る。

特に、要介護等の高齢者に対する家庭や施設における虐待、家族や悪質業者などによる財産権の侵害については、高齢者の人権に関する啓発、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努める。

ウ 防災施策の推進

災害については、高齢者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、高齢者の保護に係る防災施策の推進を図る。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

緑豊かで安全、快適な都市環境を形成するため、都市公園の整備、道路の緑化、高齢者の憩いと交流の場ともなる親しみやすい水辺空間の整備等を行う。また、商店街の空き店舗を活用した交流施設の設置など、高齢者も利用しやすい商店街の整備を図る。

イ 活力ある農山漁村の形成

活力ある農山漁村の形成を図るため、農山漁村の新たな担い手の定着及び育成確保を推進することはもとより、高齢者が農林

水産業等の生産活動、地域社会活動等で能力を十分に発揮できる条件を整備するとともに、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進する。さらに、活力ある開かれた地域社会を形成する観点から都市と農山漁村との間の共生と交流を促進する。

5 調査研究等の推進

科学技術の研究開発とその活用は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発など各種の調査研究等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

痴呆、がん等高齢期にかかりやすい疾患について、ゲノム科学など先端科学技術の活用等による新たな医療技術・新薬の研究開発やその成果の臨床応用のための研究、これらによる効果的な保健医療技術を確立するための研究等を推進する。

また、老化に関する基礎研究とその成果の臨床応用のための研究や生活習慣病に関する研究、効果的・効率的な介護等に関する研究、健康づくりに関する研究等を推進する。

イ 福祉用具等の研究開発

高齢者の自立及び社会参加を支援するとともに介護負担を軽減する観点から、高齢者の特性等を踏まえつつ、福祉用具及び医療機器の研究開発を推進する。

ウ ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発

高齢者を含め誰にとっても安全で使いやすい生活用品、生活基盤、システム等の開発を支援する観点から、その基盤となる人間生活工学に関する研究開発を推進し、ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発を促進する。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

情報通信等の新たな技術を高齢者の就業、保健・医療・福祉、学習・社会参加、生活環境等に活用することに関し、ハード及びソフトの両面において研究開発を推進する。

(2) 調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

高齢者に特有な疾病に関する包括的医療（長寿医療）に関する診療・研究体制等を充実するため、国立高度専門医療センターを整備するほか、関係試験研究機関の充実、厚生科学研究に係る補助制度の充実等を図る。

また、研究開発等を効率的に推進するため、高齢者の身体特性等に関するデータベースの整備、福祉用具等の評価手法の確立等を行い、高齢化に対応した標準化の推進を図る。

さらに、老化研究等に重要な生物遺伝資源の整備等研究支援体制の充実を図る。

イ 人材の養成等

専門的研究者の養成を図るとともに、研究交流を活発化し、人材の流動化を促進する。

また、国際共同研究の推進、研究情報の交換、研究者の交流の促進等国際的な研究協力を推進する。

第4 推進体制等

1 推進体制

高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、本大綱のフォローアップ、国会への年次報告の案の作成等重要事項の審議等を行うものとする。

2 推進に当たっての留意事項

高齢社会対策の推進に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 内閣府、厚生労働省その他の関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- (2) 可能な限り目標を明確にした計画に基づき、施策の着実な推進を図るとともに、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- (3) 高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析を行うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。
- (4) 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。

3 大綱の見直し

本大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格にかんがみ、経済社会情勢の変化等を踏まえて必要があると認めるときに、見直しを行うものとする。

歴史と神秘の島・沖ノ島を世界遺産へ（宗像市）

玄界灘のほぼ中央に位置する絶海の孤島・沖ノ島

宗像と朝鮮半島を結ぶ海の道には、古代から人やモノや文化が行き交っていました。この海の道に浮かぶ沖ノ島は、周囲4km、高さ243mの小さな孤島です。沖ノ島にある沖津宮には、天照大神の「三柱の姫神」の一つ、田心姫神が鎮座しており、神の島として崇拝されてきました。

メモ

宗像市田島（旧玄海町）にある「辺津宮」が、よく“宗像大社”と呼ばれますが、実は、沖ノ島の「沖津宮」、宗像市大島（旧大島村）の「中津宮」の三宮を総称して“宗像大社”と言います。

大陸への“航海安全”を神様に祈る場所

沖ノ島では4世紀後半から10世紀初頭までの約600年間、航海の安全を祈る重要な国家的祭祀が行われていました。朝鮮半島・中国大陸との交渉を望んでいた大和政権は、宗像地方を根拠地とする豪族・宗像一族の航海技術を頼りにし、沖ノ島を崇めました。

貴重な出土品がザックザク⇒【海の正倉院】

昭和29年以来、3次にわたる学術調査団によって約8万点の奉獻品が出土し、そのほとんどが国宝に指定されました。沖ノ島が【海の正倉院】と呼ばれる理由がここにあります。

古くからのしきたりで、沖ノ島で見聞きしたことは一切口外することが許されず、持ち出しも禁止されていたことから、4世紀以来の奉獻品が守られました。

出土品写真：左〈浮出切子碗〉 中〈杏葉付辻金具〉 右〈龍頭〉

世界遺産登録活動

市民活動・・・

宗像市では、これまでも様々なシンポジウムや国宝展を通して、【海の正倉院】と呼ばれる沖ノ島の価値を全国に発信してきました。そういう中で、【沖ノ島を世界遺産に登録しよう】という動きが市民の中から高まり、平成16年7月に市民活動団体【沖ノ島物語実行委員会】が発足しました。

行政・・・

宗像市は玄海町、大島村との合併を経た後、平成17年に「第一次総合計画」を策定しました。その中で、歴史・文化遺産を活用したまちづくりの一つの手段として「世界遺産登録活動の推進」が位置付けられました。

平成18年1月には担当職員を秘書課に配置し、庁内に「沖ノ島世界遺産登録活動幹事会」、「専門部会」を設置して、市民活動団体と連携しながら、世界遺産登録活動を推進しています。

「公民館総合保障制度」のお取扱いは次のとおりです。

制度提供

社団法人 全国公民館連合会



引受保険会社

株式会社 損害保険ジャパン

事故受付・補償金の支払は全国各都道府県の株式会社
損保ジャパンのサービスネットワークにより対応いたしております。



見舞金の取り扱い

有限会社 公民館補償共済センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-2

TEL 03-3501-0321

FAX 03-3501-3481



制度についてのお問い合わせ

本制度全般の取扱窓口
保険取扱代理店

エコー保険サービス株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-18

フリーダイヤル（通話料無料）

TEL  **0120-636-717**

（または 03-5562-0730）

FAX  **0120-226-916**

（または 03-5562-0732）

平成18年度

公民館総合補償制度

自治公民館を含むすべての公民館活動を支援する制度です。

市町村の公民館および自治公民館、また社会教育法に定められた「公民館の目的」に寄与するための施設・団体等であれば、名称の如何を問わずご加入いただけます。

1 行事傷害補償制度 [公民館災害補償特約条項付災害補償保険+共済見舞金]

- 公民館主催行事参加者および公民館利用者のケガを補償します。
 - NEW 行事ボランティア・講師も有償・無償を問わず補償となります。
 - NEW 食中毒(細菌性食物中毒)もお支払いの対象となります。
 - 行事準備中、行事往復途上中の事故も、補償の対象となります。
 - 公民館が名簿により事前に把握している参加者の場合です。
 - NEW 行事参加の親に同伴する、同居の未就学児の往復途上中のケガも補償します。
 - 共済制度として、急性疾病死亡と公民館建物火災に対する見舞金があります。
- ※補償対象とならない主な事例：地震、噴火、津波等の天災による事故など



2 賠償責任補償制度 [施設賠償責任保険]

公民館施設の不備や公民館行事の運営ミスにより身体賠償・財物賠償事故が発生した場合、そこで負う法律上の賠償責任を対象とします。

※補償対象とならない主な事例：飲食物に起因する事故など



3 職員災害補償制度 [就業中のみ危険担保特約付普通傷害保険+共済見舞金]

- 公民館業務に携わる方の業務中のケガを補償します。
 - 共済制度として、病気や業務外のケガに対する見舞金があります。
- ※補償対象とならない主な事例：職員による故意の事故など

ここがポイント!

- 年一回の手続きで、年間行事のすべてが対象になります。
- 行事参加者、公民館利用者を包括的に補償しておりますので、行事のつど参加者名簿等を報告していただく必要はありません。
- 本制度は、毎年5月1日から翌年の5月1日までの一年間を基本補償期間としますが、毎月1日よりの中途加入もできます。中途加入の掛金は、月割計算となります。
- 同一市町村において、10館以上が行事傷害補償制度に加入される場合には、掛金の割引制度があります。

このご案内は、本制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「公民館総合補償制度 マニュアル」をご覧ください。また、本制度全般のお問い合わせ、マニュアル請求等は、エコー保険サービスまたは損保ジャパンまでお寄せください。

■引受保険会社

株式会社 損害保険ジャパン

営業開発第一部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-4037

■取扱代理店(お申し込み・お問い合わせ・資料請求先)

エコー保険サービス株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-18

TEL 0120-636-717

FAX 0120-226-916

補償金と年間掛金（保険期間1年）

掛金は、保険料＋共済掛金で構成されています。
ただし、賠償責任補償制度の掛金は、保険料のみで構成されています。

■ 行事傷害補償制度

タイプ		S 型	M 型	L 型	O 型	
補償保険金	死亡（後遺障害）	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	
	入院（1日あたり）	2,400円	3,600円	4,800円	6,000円	
	通院（1日あたり）	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	
見舞金	急性疾病死亡	60万円	80万円	100万円	120万円	
	建物火災（限度額）	60万円	80万円	100万円	120万円	
年間掛金 （1公民館あたり） ※掛金のうち（ ）内の金額が保険料です。	世帯数区分	A 1001世帯以上	81,000円 〈68,800円〉	114,000円 〈96,900円〉	153,000円 〈130,000円〉	189,000円 〈160,600円〉
		B 501～1000世帯	69,000円 〈58,600円〉	96,000円 〈81,600円〉	132,000円 〈112,200円〉	165,000円 〈140,200円〉
		C 301～500世帯	57,000円 〈48,400円〉	78,000円 〈66,300円〉	108,000円 〈91,800円〉	135,000円 〈114,700円〉
		D 201～300世帯	42,000円 〈35,700円〉	60,000円 〈51,000円〉	81,000円 〈68,800円〉	102,000円 〈86,700円〉
		E 101～200世帯	30,000円 〈25,500円〉	42,000円 〈35,700円〉	57,000円 〈48,400円〉	72,000円 〈61,200円〉
		F 100世帯以下	21,000円 〈17,800円〉	30,000円 〈25,500円〉	39,000円 〈33,100円〉	51,000円 〈43,300円〉

※公民館が管轄する世帯数により、加入掛金が異なります。

■ 賠償責任補償制度

タイプ	A 型	B 型	C 型
補償限度額（1事故あたり）*	5,000万円	1億円	2億円
年間掛金（1公民館あたり）	3,000円	4,000円	5,000円

* 身体賠償と財物賠償の「1事故限度額」を共通に設定した、「身体・財物共通支払限度額設定方式」です。

※（社）全国公民館連合会に適した保険条件を設定することにより、これに見合った合理的で加入しやすい制度となっております。

※行事傷害補償制度とセットでご加入下さい。

■ 職員災害補償制度

タイプ		A 型	B 型	C 型	D 型
傷害保険金	死亡（後遺障害）	500万円	800万円	1,000万円	1,200万円
	入院（1日あたり）	2,400円	3,600円	4,800円	6,000円
	通院（1日あたり）	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円
見舞金	死 亡	10万円	20万円	30万円	40万円
	入 院	3～7万円	5～10万円	7～15万円	10～20万円
年間掛金（1名あたり） ※掛金のうち（ ）内の金額が保険料です。		2,700円 〈2,460円〉	4,200円 〈3,820円〉	5,500円 〈4,920円〉	6,700円 〈6,030円〉

※平成18年5月1日における加入者（被保険者）数等により、傷害保険金額が変更になる場合がありますのでご了承下さい。

※1公民館で複数人の加入をする場合、同一タイプを選択して下さい。

※保険部分については、団体特有の割引を適用しています（団体割引20%、優良割引25%等）。

